

令和3年第5回(6月)川南町議会定例会会議録

令和3年6月9日 (水曜日)

本日の会議に付した事件

令和3年6月9日 午前9時00分開会

日程第1 一般質問

発言順序

- 1 児玉 助壽 君 (1) 新型コロナウイルスワクチン接種対策について
- 2 谷村 裕二 君 (1) 川南町職員の倫理教育について
- 3 河野 禎明 君 (1) かわみなみぷらっつ、通浜直売所の運営について

日程第2 議案第37号 川南町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第3 議案第38号 川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について

日程第4 議案第39号 川南町地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第40号 高鍋川南地区水利施設管理強化事業の事務の受託について

日程第6 議案第41号 尾鈴地区水利施設管理強化事業の事務の受託について

日程第7 議案第42号 令和3年度川南町一般会計補正予算(第1号)

追加日程第1 議案第43号 令和3年度川南町一般会計補正予算(第2号)

出席議員(13名)

1番 河野 禎明 君	2番 谷村 裕二 君
3番 中津 克司 君	4番 蓑原 敏朗 君
5番 徳弘 美津子 君	6番 児玉 助壽 君
7番 福岡 仲次 君	8番 米田 正直 君
9番 内藤 逸子 君	10番 川上 昇 君
11番 河野 浩一 君	12番 竹本 修 君
13番 中村 昭人 君	

事務局出席職員職氏名

事務局長 日高 裕嗣 君 書記 山口 武志 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日高 昭彦 君	副町長	押川 義光 君
教育長	坂本 幹夫 君	会計管理者・ 会計課長	小嶋 哲也 君
総務課長	新倉 好雄 君	財政課長	谷 講平 君
まちづくり課長	甲斐 玲 君	産業推進課長	河野 賢二 君
農地課長	三好 益夫 君	建設課長	大山 幸男 君
環境水道課長	橋口 幹夫 君	町民健康課長	米田 政彦 君
教育課長	山本 博 君	福祉課長	三角 博志 君
税務課長	大塚 祥一 君	代表監査委員	永友 靖 君

午前9時00分開会

○議長（中村 昭人君） おはようございます。これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

申し上げます。携帯電話は電源を切るか、マナーモードにするよう願います。

日程第1「一般質問」を行います。

議長の手元まで一般質問通告書が提出されておりますので、8日に引き続き順次発言を許します。

まず、児玉助壽君に発言を許します。

○議員（児玉 助壽君） 通告に従い、新型コロナウイルスワクチン接種対策について質問いたします。

2019年12月に中国湖北省武漢市で初めて確認され、全世界を恐怖のどん底に落としている新型コロナウイルス感染症の終息が期待されるワクチン接種が、昨年度末から全世界的に開始され、我が国も遅ればせながら2月下旬頃から、全国的に医療従事者の優先的接種を皮切りに接種が始まり、一般高齢者向けのワクチン接種の7月中の完了を目指す政府のスケジュール感の成否についてはその対応策は問われるところであり、次の4点を伺います。

1点目。国、県等の指示に基づき、町においても接種優先順位を決めているようだが、現状の先着順、受付方式では巣籠もり状態の既往症を持つ高齢者は絶対的に、優先的に、予約を受付できる保証はない上に、全世界的に若者の感染が増加する中では優先順位の効果に疑問があるが、接種優先順位を根本的に見直すべきと思うが町長の見解を伺いたい。

2点目。高齢者ワクチン接種について、県内24市町村は政府のスケジュールに合わせ7月中に完了を見込んでいるが、本町は接種を担う医師不足や医療体制の不安を理由に8から9月中になると宮日に回答しているが、理由が理由だけに高齢者を含め全体的な接種対象者は不安を持っているが、完了めどを伺いたい。

3点目。医師不足等医療提供体制の不安なことは、新型コロナウイルス感染症は、我が国に発生し蔓延拡大し始めた昨年末からこの問題に関しては自分を含め多くの同僚議員が問題提起をし、繰り返し質問しております。本町の脆弱な医療提供体制への不安は重々承知しておられると思いますが、思いついた解消策を伺いたい。

4点目。高鍋保健所を中核とした近隣の西都児湯の市町村は早々と高齢者接種予約を受け付け、接種を開始し7月に完了見込みとなっていますが、県の、この感染症の感染防止対策の指針は町単位としてではなく保健所を中核とした圏域で判断しています。そのことから圏域が7月に完了するよう足並みをそろえる必要があると思うが、連携を強化することで医師不足等、医療提供体制の不安が解消され、経済活動の活性が期待できるのではないかと思います。町長にその見解を伺いたい。

○町長（日高 昭彦君） おはようございます。ただいまの児玉議員の質問にお答えをい

たします。

まず、ワクチンの接種優先順位についてでございます。議員が言われるように、今、いろんな形で報道がされております。特に、感染率は若い世代が非常に増えているということではありますが、国においては死亡者や重症者の発生をできるだけ減らす、重症者のリスクが高い方を優先するというで基本的な考えで優先順位を決め、現在全ての自治体がそれに歩調を合わせて接種計画を作成しているところでございます。議員が言われるとおり、変異株の発生、これからいろんな状況が変わってきますので、やっぱり必要に応じて、それは検討すべきことであるとは考えております。

2番目の、全体的な接種完了のめどが立っているのかということでございます。昨日も答弁をさせていただきました。当初の報道で川南町と椎葉村ができないということですが、実はあれは、あの記事をしっかり読んでいただくと、実は同じことを言っていたんでありますが、どういうことかという、県とかほかの支援がなければできませんと言ったのが、川南町と椎葉村でありました。支援があればできますと言ったのが残りの市町村でありましたので、あの当時は県内の自治体は同じような状況で、いろんな支援が必要である、医師数とか接種場所とかそういうことでありました。現状のところ、本町もあの報道がありまして、職員、スタッフ、それから町内病院に、本当にいろんな形で応援を何度も何度も依頼しましたおかげで、現在7月完了は達成できるという見込みでございます。

3番目の、重なりますが、医師不足、医療提供体制の不安解消策はということでございます。全体的な流れで申しますと、宮崎県は医師が少ないという県で47都道府県のうちで37番目でございます。その中で、特に西都児湯は言い換えれば最下位ということになっております。そういう中で、我々もしっかりと住民の安全を守るということは任務でありますので、なかなか議員が言われるとおり、小さな自治体単独で解決できることではありませんので、西都児湯地域としては常に、私も児湯郡の会長でございますので、毎日のように連携を取って県にもいろんなお願いをしているところでございます。その結果、今日の新聞にも載っております、昨日知事が発表しましたが、集団接種会場が西諸地域に続いて西都児湯でも決定したという報道でございます。そういうことを含めて最後の質問でございますが、本当にこう連携というのは常に大事でありますので、昨日も町村会の総会がございました。そのときにもしっかりとそういう思いは伝えさせていただきました。

○議員（児玉 助壽君） 今、町長の答弁では新聞に載ったことは新聞社の誤解による誤報道であったようですが、優先順位については高齢者が重症化しやすい、死亡率が高いことではありますが、そもそも、巣籠もり状態の高齢者のほとんどが行動しない自粛生活で、外出して陽性者に濃厚接触する機会は少ないので感染率は低いと思われれます。しかしながら、生産能力の高い若者は経済活動、行動範囲等が広範囲に及ぶことから、おのずと陽性者等の濃厚接触をする機会が多くなり、感染率が高くなっています。そうした彼らがウイルスを媒介しクラスターを発生させる発生源となっているのは、昨今の変異株による第4波

の感染拡大とされます。そのことは過去の緊急事態宣言解除後の経済活動再開後の第2波、第3波のリバウンド感染拡大で明確になっています。その教訓は、経済を回せば感染が拡大したG o T oトラブルとのそしりを受ける、G o T oトラベル事業で証明されています。

そのことからして、行動範囲が広く経済を回す主役的立場の生産年齢層の若者に優先的にワクチンを接種し、コロナウイルスの媒介拡散を抑制することが市中感染を防止し、既往症のある高齢者の感染、そして重症化を防止し、コロナウイルス感染症の抑制、終息のスピード化につながるとは思われますが、それが普通の生活に戻ろ得るための必要なワクチン接種の優先順位の見直しと思いますが、町長の見解をもう一度伺います。

○町長（日高 昭彦君） 先ほども答弁させていただきましたが、議員が言われているとおり、いろんな角度からの意見があるのは事実でございます。変異株のこと、それから若者のほうが行動範囲が広いということ、ただし、先ほども言いましたとおり、国が今目指しているのは重症化リスクが高い方を優先するというところでございまして、この点に関しては担当課長が毎日のように県と連絡しております。いろんな情報を仕入れておりますので、詳しいことは担当課長に答弁させます。

○町民健康課長（米田 政彦君） ただいまの児玉議員の御質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症の国内の感染状況についてですが、感染率は若い世代が高齢者を大きく上回っていますけれども、重症化率、死亡率は高齢者のほうが若い世代を大きく上回っているようです。確かに感染拡大防止を目的とするのであれば、議員ご指摘のとおり、ワクチン接種の優先順位は、若い世代を対象とするほうが効果的ではないかと私も思います。ですが、日本の場合は人口当たりの感染者数、死亡者数がいずれも海外と比べて低い水準で推移していることや、若い世代の死亡率が低いことなどから、国は死亡者や重症者の発生をできるだけ減らすということに重点を置いて、新たな生活様式の徹底や緊急事態宣言などにより、感染拡大をできるだけ抑えつつ、ワクチン接種につなげていきたいとの狙いがあったのではないかと思います。

ただ、予想以上にワクチンの確保が困難であったこと、国の予定していたワクチン接種スケジュールに大きな遅れが生じたことや、変異株の登場により大都市圏では感染拡大が収まっていないことなどから、ワクチン接種の順序について御指導のような意見があるのも、ごもっともだと思っています。

いずれにしても、希望する全ての国民が速やかに2回目のワクチン接種を終えることが求められていますので全力を尽くしています。

なお、宮崎県内では感染拡大地域との往来によるものに起因する、接待を伴う飲食店や高齢者施設でのクラスター感染が多かったことから、本町では高齢者等施設の入所者及び従業者を65歳以上高齢者よりも上位に位置づけて、5月24日からのワクチン接種を進めているところでございます。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） この高齢者向けの接種の優先順位については、高齢者の重症化、死亡率を思わんばかりの発言のようですが、選挙目当てがと思うわけですが、そもそもこの既往症のある高齢者については、私もそうではありますがコロナに感染しようがしまいが余命いくばくもありません。長生きすればするほど介護の手を取り、納税額以上に医療費を浪費し、子や孫ばかりか見ず知らずの若者、生産年齢層に重負担を強いるばかりであり、現状の高齢者優先順位に優先的効果は期待持てないと思っています。感染初発要因者からの接種が効果大だと思っておりますが、本町の優先順位が曖昧な今の先着順の受付方式を取っている先進自治体では、混雑とトラブルが発生していることは受付開始時に周知されていらっしゃると思いますが、本町もそれに習い混雑、町民に不評を買っています。先日の混雑トラブル等を目の当たりにしながら何の工夫もなく同じ轍を踏んでおり、学習能力のなさにあきれられるばかりではありますが、年齢順に区分けし日程調整し、個別に配布するとすれば混雑は回避できたと思います。

また、ネット難民の優先的順位の高齢者にはネット予約は至難の業であり右往左往をしています。町長はその様子を目の当たりにしながら対応窓口を設置、開所するなどし、その対応に当たるように指示すべきだと思っておりますが、そうした気配り、住民サービスも思いつかなかったのか、公務員の本分は住民全体の奉仕者であることを公務員法の冒頭でうたっていますが、そのトップにあるリーダーとして住民の生命、財産を守る責務の欠如が問われるのではないかと私は思っておりますが、町長はどのように考えておられますか。

○町長（日高 昭彦君） 公務員の在り方まで御指導いただきましてありがとうございます。議員の言われるとおり、住民の生命、財産を守る、そして気配り、住民サービスが大事であるというのは当然でありますし、いろいろ受付においてトラブルが発生したのを踏まえて課長をはじめ担当スタッフが、考えに考え抜いたことをやっておりますので、詳細は担当課長が答弁いたします。

○町民健康課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

本町では5月17日から65歳以上高齢者のワクチン接種の予約受付を開始しました。御案内をしておりましたのがインターネットによる予約と電話による予約ということで、既にその前からほかの市町村で、最初に入ってきたワクチン1箱195バイアル、1バイアル5回で当時はやっていたんで975回分、1人2回接種しますので約488人分の2回分のワクチンについて、先行的に電話での受付をする自治体がやっぱりありました。その結果、最初にワクチン接種を受けられた方は、それはそれでよかったんでしょうけれども、受け付ける人数が限定的だったために、市町村の窓口や予約が取れなかった人たちが大勢苦情の電話が寄せられたというふうに、テレビや新聞報道でなされていたのも私も目に耳にしております。

こういった状況を踏まえて我々としましては、この不安としては早くワクチンを打ちたい人だけでも、予約が取れないとか、ワクチン接種から漏れてしまうんじゃないかという不安を少しでも解消したいということで、十分な量のワクチンが確保できる見通しが立ったと

きに、全65歳以上の方々にワクチン接種として十分な量が確保されていますので、安心して予約をしてくださいと、慌てずに予約をしてくださいと御案内したつもりだったんですが、なかなかそれが思っているようには伝わらなかったというのが、今回の我々の反省点ではないかと思っています。

ただ、予約状況見ますと、5月の17日、これキャンセルも含めますが約1,300人の予約、18日の日は507人、19日は311人、5月の20日が196人、21日金曜日が134人と。土日が22、23なのですが、このときは電話での予約受付やっておりませんのでインターネットで予約になります、13人、14人。週明けて5月の24日になりますと109人、25日、73人というふうに、最初の3日でかなりやはり予約が集中しておったようです。ですので、これも一応町としては想定をしていました。最初の3日に予約が集中するんじゃないかということで、5月の17日の前、16、15日にタウンメールで回線をちょっとだけ増やして、こちらのほうにも電話での予約もできますと、あと、つながりにくい日時、つながりにくい5月の17日当初はつながりにくいことが予想されますので、つながらなかった場合は日時を変えて、また連絡くださいというふうに御案内をしたところですが、なかなかこちらも見ている方と見ていらっしゃらなかった方がいらっしゃったというのが現状でございます。

我々としましても、こちらを踏まえて、次回、一般の方々への御案内の際には周知をしていきたいと考えています。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） いろいろ御託を並べておられますが、昨年2月下旬に町はコロナ感染症対策協議会を設置しています。ワクチン接種に関する議題を協議し、知恵を出し合えば、私が伝授した浅はかな知恵よりそれ以上の対応策、発議があったと思われませんが、何のためのコロナ対策協議会なのかと思わざるを得ません。

苦痛を伴う既往症を持ち、家族の手を取り不自由な生活を送っている自分のような高齢者は不可抗力での感染死は覚悟しております。延命は望んでいませんが、マスク酸欠症の苦痛からの解放、また、感染したときの身近にいる大事な家族に感染させないがためにワクチン接種後の副反応等のリスクの危惧がある中で、高齢者のワクチン接種の予約が殺到し、混雑していますが、今回、一般高齢者向けの対応を教訓に、65歳以下16歳以上の生産年齢層のワクチン接種が残っています。

今回の混雑、トラブルの教訓を生かし、全てのワクチン接種対象者の予約受付をスムーズに行い、かつ接種のスピード化を図り、コロナウイルス感染症の集団免疫を確保し、早期に町民がコロナ以前の生活に戻り、経済再生ができるようしてもらいたいと思っておりますが、その決意、またそれを実行する上においては、必要なのは町長のワクチン接種についてであります。町長は、ワクチン接種は行われておるのですか、伺いたい。

○町長（日高 昭彦君） ワクチン接種については行っておりません。（「しとらんと」と呼ぶ者あり）

○議員（児玉 助壽君） 65歳以下だから接種しとらんちゅうな格好ええことに思うとるようなことじゃけんど、町長は、町のリーダーとして執行部の先頭に立ち、町住民の生命・財産を守る責務を担っております。そのため、圏域内外を飛び回り、住民のため、様々な人々と交流、接触等をし、協議、交渉を重ねる機会が多々あり、健康であることが必須条件と思っております。

しかるに、ワクチン接種もその必須条件ではないのですか、ワクチン接種せんでどうやって仕事する考えですか、町長。

○町長（日高 昭彦君） 励ましの言葉、ありがとうございます。

ワクチン接種については、国がやっている65歳以上、それと余剰ワクチンをどうするかというのが常に報道されているところでございます。それに関しても庁舎内でも十分な議論をしたところ です。

それについては担当課長が答えます。

○町民健康課長（米田 政彦君） ただいまの児玉議員の御質問にお答えします。

町長のワクチン接種なんですけど、今のところ、余剰ワクチンが発生した際の余剰者リストの中にリストアップさせていただいています。

本来、災害等発生した際に、意思決定、指揮を執る者から順にワクチン接種を進めていくべきなのですが、現実問題としまして、住民へのワクチン接種を速やかに進めていく必要がある観点から、ワクチン接種業務を指揮、サポートする職員を先に接種リストの上位のほうに掲載させていただいているところです。その次に危機管理関係者を載せていますので、危機管理関係者の最初に、町長に接種をしていただく予定にしております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 危機管理者が一番先にせんかったら何にも、町長が倒れたら町は動かんわ。やっぱり、そのコロナウイルス感染症を防止するちゅうその心構えがちと足らんちゃねえですか。

質問通告の趣旨とちょっと外れますが、この通浜マグロ船においては深刻な問題なので伺いますが、5月6日の宮日新聞で、コロナ禍の中で県内マグロ漁船の経営危機が報道されていきました。そのマグロ船の乗組員のワクチン接種についての対応を伺います。川南漁協所属のマグロ漁船においては、7月の海の日からお盆前後約1か月は、下半期と上半期の端境期で、漁閑期で浜に滞在しておりますが、その間に外国人の船員を含め全てのマグロ漁船乗組員のワクチン接種が完了できるよう対応すべきではないかを伺いたい。

○町長（日高 昭彦君） 御指摘のとおり、マグロ船については、確かに一度航海に出るとなかなか帰って来れませんし、外国人労働者の方もたくさんおられます。

そういう思いを議員自らわざわざ来ていただきました。それと、それ以前にも漁協を経由してそういう申出がありまして副町長が対応しておりますので、副町長に答弁させます。

○副町長（押川 義光君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。

5月の中旬の頃だったと記憶しておりますが、漁協の参事、それからマグロ船の船主会長さんがお見えになって、先ほど申されたようなマグロ船の乗組員のワクチン接種の件について要望をされました。ただ、その段階では国はまだ一般の方々の、65歳以下の方々のワクチン接種について、具体的に方向性を示していませんでしたので、その段階で内部では情報を共有しながら保留状態でありました。

ただし、先週から職域のワクチン接種ということを国が打ち出してまいりましたので、ちょうど本町でも、先ほど担当課長が申しましたとおり、65歳以上のワクチン接種のめどがほぼ立ちましたので、昨日の段階でマグロ船主会の方々の、マグロ船への乗組員への方々の予防接種の協議をいたしまして、近くの尾鈴クリニックでいつも成人病検診をされているというようなことも伺いしております、担当のほうで直接交渉し、7月20日と21日で1回目のワクチン接種を行うというようなことが決定した次第でございます。

なお、総勢で107名ということでもございましたけれども、特に1か月以上漁に出てこちらに帰らないという方々が50名というふうに最終的に伺いましたので、その方々を対象に7月20日、21日で第1回目を行う、第2回目を8月10日、11日で行うということで担当のほうから報告を受けているところでございます。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） 駆け込み需要みたいなあंबいで町のほうには御苦労かけておりますところではありますが、何にしても6月6日の宮日新聞で報道されたとおり、本県マグロはえ縄漁の不漁、漁獲規制、コロナ禍の需要減等の影響により収益が半減し、厳しい経営状況が続いており、その厳しい経営状況下で船員のワクチン接種の対応に心配りができなかったのか、上半期の漁期が終了する現在において、町のほうにも駆け込み接種の要望が漁協を通じて届いておりますが、ワクチンの確保や町の医療体制の不安な状況で、その駆け込み要望に応えることは不可能に近いと思われる中で、大変な苦労の中で、今、答弁があったように実施できる方向に向いていることを感謝する次第であります。

上半期の漁獲不振を挽回すべき、川南町のマグロ船も三陸東沖のお盆以降の盛漁期に間に合うようお盆までに外国人技能労働者、外国人船員を含め全漁船員が接種完了をできるよう頑張っているようですが、私としては、この外国人船員のワクチン接種についても日本人と分け隔てなく命を守ると心配りを行い、外国人がコロナ感染症に感染した場合、ワクチン接種しとらんかったってやちゅうふうなことになったら、今後の国際問題にもなり、今後の外国人雇用にも悪影響を及ぼすこととなりますので、そういう事態が生じないように頑張ってくださいと思いますが、その決意のほどを伺います。

○町長（日高 昭彦君） 議員の思いは、本当に非常にちゃんと伝わっておりますし、たとえ外国人の方であろうと日本人の方であろうと、やっぱり漁業に携わっていただく方をしっかりお守りするの是我々の務めでありまして、その指示は住所が川南にあるならばという条件ではあります、担当のほうでその名簿等の準備はさせていただきます。

○議員（児玉 助壽君） 以前は、技能実習生制度で雇用しよったようではありますが、最近では技能実習生でなくて、何とか、私も意味が分からんとやけど、マルキシップとか何とかいう方法で雇用しとるといふので、なかなかそういうのが難しいようであります。そのことは、島野浦が島民全部が接種を終えたちゅうことでありましたが、外国人の漁船員が接種の対象にならんちゅうことで除外されております。

そういう差別的なことを行いよったら、日本人の恥だと思っております。そういう分け隔てがないように今後の接種のほうも気をつけていただきます。

県のほうでは、政府の一般高齢者向けのワクチン接種の7月中完了を目指すスケジュール圧力負け、県内自治体間では現実問題とし、厳しいとの思いで市町村と連携し、早期接種に取り組むことを表明して、西諸島圏域ではそういうふうに取り組んでいるところであります。

その流れで、本町もその流れに乗ったのか、町長自らがリーダーシップを発揮し、そうなったとか知りませんが、接種時期が私も1か月ばかり早くなりました。

それにしても、高鍋町は2回目の接種を5月下旬に終わったという人もおりますので、たとえ、今の保健所を中核とした圏域を主体とした県の感染状況・医療体制状況等で判断し、圏域を全体一括りにし、制限・規制をかけている状況では、一自治体の単独で集団免疫を確保しても圏域全体が集団免疫を確保しなければ感染症を抑止するし、制限・規制緩和はないと思っております。

こういうことを踏まえると、県及び西都児湯の1市1村5町と、医療体制の連携強化をしていくべきだと思っておりますが、これのこと、どう考えておりますか。

○町長（日高 昭彦君） おっしゃるとおりだと思います。

このワクチン接種に関しては、個人で接種がどうのこうのよりも、今言われたとおり、集団でどれだけ免疫を持つか——集団免疫というんですかね——ということが大事であると思っております。つまり、児湯圏域である、県内である、最終的には日本でどのぐらいということになるかと思っております。

言われるとおり西都児湯の7市町村が常に連絡は取り合っておりますので、先ほども答弁申しましたが、県のほうに西都市長と共々、いろんな形で陳情させていただいたおかげで、昨日付で——昨日の知事発表で、西都児湯地域に集団接種会場を設置するということになったんだろうと思っております。

医療は、本当に単独でできる部分としっかりと地域で守る部分がございますので、議員の言われるとおり、地域としてしっかりと考えの下に進んでいきたいと考えております。

○議員（児玉 助壽君） 今回のワクチン接種事業で集団免疫が確保され、感染を抑止し終息を宣言しても、コロナウイルスが常在しており、清浄化したわけではありませんので、その我が国由来の新たな変異ウイルスの発生も予測されます。インフルエンザウイルス感染症と同様の医療体制の構築が必要となってきたと私は思っています。したがって、町内

外病院に通院し、PCR検査、ワクチン接種を含め、圏域内病院で希望をすれば治療ができる体制を整備していかなければならないと思っています。

今まで以上にリーダーシップを発揮し、広域的に医療体制の連携強化に取り組んでいく必要があると思いますが、リーダーとしての決意のほどを最後に伺い、質問を終わりたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） 激励の言葉をありがとうございました。

本当におっしゃるとおり、今回のコロナに関してでございますが、ここまで高度化した社会の中で、これだけあっさりこんな混乱が起きるとは本当に誰も思わなかったかと思いますが、これから我々は何を学ぶか、そして多くのこの教訓を生かして、しっかりと次の時代につながるのが我々の務めであり、各市町村長全てリーダーたるべきもの、その覚悟を持って日々臨みたいと考えております。

○議長（中村 昭人君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前9時45分休憩

.....
午前9時55分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、谷村裕二君に発言を許します。

○議員（谷村 裕二君） おはようございます。通告に従い、質問を行います。

町職員は、条例に基づき採用時に誓約書を提出します。課長さんたちも明確に覚えていないと思いますので、その内容を読み上げます。「私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。また、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います」という非常に広い内容で、公務員の姿勢を厳しく律するものであります。

地方公共団体は収益を求める団体ではなく、住民福祉の増進を目指すものであり誓約書のとおり職務を執行しなければならないことは言うまでもありません。

最近、川南町に対する不満や苦情を耳にする機会が多く、私も危惧しているところであります。

本日は、町の倫理教育について伺います。

倫理とは「人として守り行うべき道」とあり、非常に広い意味を持ちます。それを象徴するテレビ番組が皆様も御存じの最高視聴率43.7%を叩き出した、水戸黄門や大岡越前、遠山の金さんなどでした。時代の流れとともにテレビの家族団らん視聴から、パソコン、スマートフォン、タブレットなど個人視聴へ変化しました。ユーチューブやT i k T o kなどは、その最たるものであります。社会の現実も伴い正義が悪を倒す楽園主義は終わりを告げるこ

ととなりましたが、倫理と裁きを印象づけた番組でした。法律は倫理と違い強い執行力を持ちます。しかしながら、法律は倫理の一部であることを時代が変わっても私たちは常に念頭に置き、行動すべきである思います。

本日は、4項目の質問を行いますが、大きなテーマに限られた質問項目であります。ぜひ質問の趣旨を御理解願いたいと思います。質問の詳細については質問席で行います。

○町長（日高 昭彦君） 大分あの質問というか御教示だと思いますが、議員の言われるとおり、我々公務員は全体の奉仕者でありますし、採用されるときに誓約書を読ませていただいております。そのとおりであります。

住民の福祉の増進が当然目的ではありますので、いろんなことを公の立場になった形で見ることがありますし、冒頭に言われた住民からのいろんな声が聞こえてくると、確かに日々いけば、毎日いろんな方があります。総務課長、副町長中心に住民に寄り添って、法の中の仕事をしつつ、そういう声に耳を傾けるというのは大事な視点であります。本当に苦情というのは、それは、住民の不満足の思いであろうし、クレームというのは、やっぱりこう何かを要求しているんだらうという裏返しだらうと思っております。それに一つ一つ丁寧に答えていくのは我々の、特に私の責任であると思います。職員はやはり命令を私が出せば、命令に従ってやりますので、時々、確かに仕事優先になる場合があるかもしれません。その点は管理職がしっかりとフォローすべきであるし、職員としてやっぱり常に定期的にそういう思いに原点に立ち返るといえるのは必要であると考えております。

○議員（谷村 裕二君） まず1番目の町の苦情またクレームの定義、その対応について、町の苦情等の処理はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○総務課長（新倉 好雄君） ただいまの谷村議員の御質問にお答えをいたします。

町への苦情等につきましては、川南町の陳情、苦情、要望等の事務処理要綱を定めまして、その対応を行っているところでございます。

この、要綱において、苦情とは、事務または事業の執行方法に対する不満等と定義させていただいております。町政に対する提案また批判を意見として定義しているところでございます。そのタイミングについてもこの要綱で処理方法を定めて適切な対応を講じているところでございます。

以上でございます。

○議員（谷村 裕二君） 苦情の定義ということですが、町民の不満足の表明、これが苦情という役場の定義ということによろしいですか。

○総務課長（新倉 好雄君） 御質問にお答えいたします。

苦情、苦しい情と書くんですが、事務処理上の事業の執行またその方法に対して、いろんな御意見また御不満等があった場合には、そういうふうな処理ということで処理をさせていただいております。

以上でございます。

○議員（谷村 裕二君） 苦情の定義になぜこだわるかという、定義を明確にしておかないと職員末端まで何が苦情で何が苦情でないかというのが、ばらばらになってしまうんですね。だから、仮に電話を受け取ったときに、この話は苦情だなと、そしてどっかにそれは集約するシステムになっていないと、やっぱり組織的にアクションは起こせないという状況になります。だから、今、課長のお話を聞くと、恐らく苦情の定義が、恐らく各職員隅々まで明確になっていないんじゃないかなというふうに思います。だから、まずは何が苦情なのか、そしてその発生した場合、どういうシステムでどう吸い上げてどう共有していくのかというのをつくり上げていくのが、一番、根本的な問題じゃないかと思いますがいかがですか。

○総務課長（新倉 好雄君） 御質問にお答えいたします。

苦情、また要望、またそういったものを含めました事務処理につきましては、基本的に主管課窓口で対応しているところでございますが、御意見、御批判については主管課において陳情等の受付簿により記録して、課内また主管課長の判断で町長まで報告をさせていただいております。

以上でございます。

○議員（谷村 裕二君） 民間企業では苦情の定義を明確にしています。そして、その苦情の定義にのったものは全て、全て集約します。これは24時間以内にします。恐らくほとんどの民間企業は24時間以内にその苦情の定義にのっって集約をして、翌日にはもう持ち越さない。その苦情の内容については非常に理不尽なものもあります。例えばアルコールを飲んだ上で文句を言う、いろんなことで役場は間違っていないのに自分が不満だから電話をしってくる、こういう理不尽な苦情も含めて全て、全て苦情として受け付けて、テーブルの上のせませす。それから担当課なり担当部署、そこ辺で判断して、何でそういう電話があったのかと、それでどう処理したのかというのを一つ一つ処理をして、それを取りあえず上がってきた苦情はそれを分析、処理する前に全て全員で共有します、その日のうちに。役場の場合はここ1か所ですけど、民間企業は広域にまたがっていますので、とにかくお客様から出てきた苦情については全職員でその日に共有します。ばあーと。今は端末かFAXかどちらかでしょうけど、そして類似した苦情について対応ができるように、即、こういうことがありましたよ、とにかくこういう電話がありましたよということを、その日のうちに恐らく民間企業は24時間以内には必ず全職員が共有する体制にしているところが、もちろん中小企業以上、ちっちゃい企業は分かりませんが、そういう対応をしておりますので、ぜひひとつ、苦情の定義とスピーディーな対処、これをぜひ具体的にできるように対応していただきたいと思います。

それから、年間の陳情、苦情等の件数はどれぐらいでしょうか。

○総務課長（新倉 好雄君） 谷村議員の御質問にお答えいたします。

令和2年度における年間の陳情また苦情等含めました要望、指摘等につきましては、庁舎内全課合わせた分で、要望や陳情等につきましては327件、指摘や苦情等につきましては112

件でございました。

以上でございます。

○議員（谷村 裕二君） 陳情、要望というのが、やっぱり約3倍ぐらいあるということですが、苦情に対して。この苦情の112件というのは、具体的にはどういうふうにして総務課が集約しているのでしょうか。

○総務課長（新倉 好雄君） 御質問にお答えいたします。

先ほどの事務処理要綱に従いまして、まずは担当課のほうでいろんな御意見、御指摘を受けるわけですが、受付簿に処理した上で主管課長、担当課長が、これは町長まで報告しないといけない案件だというものにつきましては、総務課経由で町長まで報告をさせていただいております。

以上でございます。

○議員（谷村 裕二君） 苦情が112件ということですが、ハインリッヒの法則というのは御存じでしょうか。

○総務課長（新倉 好雄君） 御質問にお答えいたします。

ちょっと正確にお答えできないかもしれませんが、一つのいわゆる重大事故に起こらなかったとしても多数の軽微な事故が積み重なった場合には大きな事件に発展するというふうな内容の法則かと思います。

以上でございます。

○議員（谷村 裕二君） 大体御存じなので安心しましたが、ハインリッヒの法則というのは、損保会社が損害保険の費用とかを算出するために、どれだけの事故が起こるのかなということで数千件のデータを基に算出し調査した結果なんですけど、事故発生についての経験則で1件の重大事故の背後には重大事故に至らなかった29件の軽微な事故が隠れており、さらに、その背後には事故寸前だった300件以上のヒヤリハット、そういうものが隠れていますよということで、これは保険業界だけでなく、その後いろんな民間業種、経済的な世界にもこのハインリッヒの法則というのはよく使われたりします。ただ、ここで言いたいのは、やっぱりその112件の苦情、これはそれだけじゃないよと、そこにこの数字がそのまま当てはまるというわけではないですが、やはり役場に電話をされたり苦情を言ったりする方は限られた方で、その周りにはたくさんおりますよということを、ぜひ認識をしてほしいと思います。

それと先ほどから、苦情について町長に報告をしておりますとおっしゃいますけども、職員の共有についてはどの時点でどうやってしているのでしょうか。

○総務課長（新倉 好雄君） 谷村議員の御質問にお答えいたします。

職員間の共有につきましては、町長報告に至るまでの間に課内決裁、また総務課のほうを経由しまして、関係する職員のほうの情報共有は行っているところでございます。

以上でございます。

○議員（谷村 裕二君） 今、総務課長がおっしゃったように、町長に報告することも重要なことではありますが、それより重要なのは、まずは職員が情報を共有すること、そっちをスピーディーに行うシステムづくりを、ただ口で言うのは簡単なんですけど、それをぜひスピーディーに実施できるシステムづくりをつくっていただいて、堅実に実行していただきたいと思っております。

次に、2番目の職員の倫理教育について伺います。

県のいろんな研修、それから町の独自の研修等あると思うんですが、それについては具体的には、どういうものなのか伺います。

○総務課長（新倉 好雄君） 谷村議員の御質問にお答えいたします。

職員の研修、教育等につきましては、宮崎県の市町村振興協会が実施をいたします体系にのっとりた形で研修の活用や各種個別研修、また町が独自で行う研修を基本として行っております。また、先ほどもありましたけれども、情報共有という形で庁舎内グループウェアを活用した注意喚起等も行っておるところでございます。

以上でございます。

○議員（谷村 裕二君） 県の研修というのは合同研修ということになるんですが、町の独自の研修、今おっしゃいましたけども、これは具体的な、どういう内容を何人ぐらいで、どういうふうな研修を期間的には例えば年間何回だとか、どういうふうにされているんでしょうか。

○総務課長（新倉 好雄君） 御質問にお答えいたします。

独自研修の主なものとしましては、公文書の取扱い研修、また、法制執務の手引き等の研修、個人情報保護に関する取扱いの研修、また行政手続等の研修を行っております。時期的には年度の早い時期、今年度でいきますと5月、6月を中心に、今、ちょうど行っているところでございます。

参加者につきましては、それぞれの業務の間をぬっての参加になりますので、回数を4回程度とかに分けて実施をしておるところでございます。

以上でございます。

○議員（谷村 裕二君） 町単独の研修後に修了試験とかはありますか。

○総務課長（新倉 好雄君） 御質問にお答えいたします。

それぞれの研修の後に修了試験があるかということに関しましては、試験としてはございません。

以上でございます。

○議員（谷村 裕二君） いろんな件で聞くと町組織として私の印象ですが、試験が少ない組織だなというふうに印象持っております。ぜひ、本人の確認のために、やはりいろんな研修後には試験を行ってちゃんと認識ができたのか、ちゃんと勉強ができたのかということを確認していただきたいと思っております。

それから、倫理教育の実施ということで、今、お伺いしていますが、最近よく感じるのが、町の職員は、町のいろんな活動をしている諸団体の会長とか副会長とか、例えば、ここに座っている町議会議員の、議員だから言うわけじゃないんですが、名前とか顔とか知っているのかなということが、今年、そういうのがありました。

そういう点については、そういうことに対して意識して覚えなさいとか、そういう指導は行っていらっしゃるんですかね。

○総務課長（新倉 好雄君） 谷村議員の御質問にお答えいたします。

町の各種諸団体の会長様、また、団体長様の認識をしているかという御質問であります。担当する所管課においては、それぞれの事業に係る諸団体の組織、または関係者の皆様について熟知していると思っておりますが、全てにおいて把握していると言われると、ちょっと回答が難しいところでございますが、年度始めに町内各団体使用施設における役職員名簿等を職員のほうに閲覧できるようなシステムを取っておりますので、今、御意見がいただきましたように十分そこら辺は把握しながら事業のほうを進めたいと思っております。

以上でございます。

○議員（谷村 裕二君） ぜひ町職員としての本業を実施するための一つの人の役職なり名前なり、そういうの全部は覚えられませんか、もちろん。しかし、意識をして若い職員から課長さんまで意識をして、それまで年度当初には覚えるんだということを、ぜひ意識してほしいと思います。

そうすれば、やはり会話ができますよね。顔をお伺いしたときに、この前からお疲れさまでしたと、この前こうこうで中止でしたねと、やっぱりそういう会話ができるということが町行政の執行状況をよりよくする、つながっていくと思うんです。ちっちゃいことですけど、ぜひひとつそういうことを川南町職員のそれも本業の一部だと、本業の一部、やっぱり人を知る、人を知らんといかんと、私が最近、こういうこと今いうのは人を知らな過ぎるんじゃないかというのをちょっと感じるものですから、やはり意識して担当課からそういうことはちゃんと頭の中に入れちゃってくれということを強く行っていただきたいと思います。

それから、町長の考えとか思いが若い職員まで、町長浸透していると思われませんか。

○町長（日高 昭彦君） その点に関して、実は3期目になるときに非常に各方面で言われて強く反省をしております。特に、職員に関しては、チームとして動くわけですから組織として、それは一番重要なことであると思うし、早速全員研修会も7月頭から入ります。

そういうことで、ずっと意識していたかということ、確かに8年間はそういう意識に欠けたときがあったと反省はしておりますので、これからは議員の言われるように、やっぱり常日頃からのそういう思いは大事にしていきたいと思っております。

○議員（谷村 裕二君） よく例に上げられるのは、トップがいろいろ言うことに対して、昔はよく金太郎飴を例に出されておっしゃってました。私の先輩もそうでした。どっから切っても金太郎飴はどこを切っても一緒の顔が出てくるという例えですが、ぜひひとつ口酸

っぱくして担当課とか各課が口酸っぱくして、やっぱり町長、副町長、担当課、その思いを言わないと、つつい楽なほうに流れてしまいますので、ぜひそれは継続して行っていただきたいと思います。

それから、今回その倫理教育にこだわっているというのは、法的には問題ないと、事務的にも、全く問題ないと、しかし町民はそれだけでは不足しますよと、何の問題なくても不足しますということがあるんですね。だからそこには倫理観というのを非常につかみづらいものなんですけど、そこはそれだけでは、何も問題ない、法的にも事務的にも何も問題ないから、いいわというだけではやはり町民は不足するものがあると、まあいわゆる説明責任ということもありますけど、そういうことも含めた上で、ぜひ倫理教育に携わっていただきたいと思います。

次、3番目です。町民に対しての対応、事務対応、それから文書起案、発信等、事務に対する教育効果はどう評価をしていらっしゃるかお聞きします。

○総務課長（新倉 好雄君） 御質問にお答えいたします。

文書の起案等につきましても先ほどの答弁いたしました各種研修や、また教育を基本としております。その効果につきましては直接的な効果の指標は取得しておりませんが、毎年度実施する人事評価等において倫理や知識情報等の項目がありますので、その1年間の職員の実際の行動を基に評価をしているところでございます。

以上でございます。

○議員（谷村 裕二君） 私がこれを上げたか、なぜ上げたかという町から出す文書は、もちろんその正確なものでないといけないわけですが、それ以上に町からいろんな文書が町民に来るといというのは、発信をする町以上に受け取る町民、住民は非常に重要視しているんです。だから普通いろんなところに文書発信されますけど、町はいろんな案内文とかからいろんな重要な文書までであると思いますが、受け取る町民は非常に重要視した「あら町から文書がきちよる」ということで、まず、もちろん、人によっては全然開けない人もいらっしゃる、昨日の税務課の話じゃありませんが、そういう方もそれは中にはいらっしゃるのかも知れませんが、やはり町民は町からの文書は非常に重要視持って見るんで、だから、そういうことを一つはこの文書の発信の問題を取り上げております。

それから、川南町文書取扱規程の22、23、24条に公文書発送についての規定があるわけですが、十分に機能していると思われていますか。

○総務課長（新倉 好雄君） 御質問にお答えいたします。

町文書取扱規程が十分に機能しているかという御質問でございますが、規程は十分機能していると考えております。ただし、形骸化させないために文書取扱研修等は定期的に行いまして、職務を遂行していくように努めているところでございます。

以上でございます。

○議員（谷村 裕二君） 担当課によると文書発信は厳格に行っているという返答であり

ますが、文書の内容については文書にもよりますが、誰が内容を確認して誰が決裁をしているんですかね、伺います。

○総務課長（新倉 好雄君） 御質問にお答えいたします。

まず各種公文書につきましては、それぞれ所管課のほうで起案をいたしまして、内容にもよりますが、町長まで決裁が必要なものにつきましては、町長まで回覧決裁というふうに公文書としては決裁を取っているところがございます。

以上でございます。

○議員（谷村 裕二君） ぜひ厳格な対応をお願いします。条例もある、決まりもあるよと、しかし、特に一般不特定多数の方々に出すある一定の文書というのはその問題は、発生はしないと思うんです。ただ特定の方に出す文書については、もう一度、もう一度厳格な確認をなさないと、さっきから言うように法律的にはオーケーですよ。ただし、この文書の内容はいかがなものかと、この文書の内容は倫理的に考えてどうなのかと、さっきから言うようにそれを受け取る住民は、ものすごいショックを受けたりするわけです。だから、そこについてはひとつこだわって、法的にはオーケーでしょうけど、ただし、その時期的なもの、これは法的にはあれだけこの時期の出すべき文書なのかとか、そういうこともひとつ心を配っていただいて、そのそういう文書に限ってはひとつ心を配っていただいて、発信をしていただければと思います。ぜひ今後とも形骸化をしないように重要に取り扱っていただきたいと思います。

テーマだけ大きくて時間だけ過ぎていきますが、最後に4番目になります。

職員の職務遂行の基本となる倫理教育の充実を目指し、今後、どう取り組んでいくのかお聞きします。

○総務課長（新倉 好雄君） 御質問にお答えいたします。

研修内容等についてはより効果的なものに見直しも図りながら、引き続き研修等を活用した教育を実施するとともに、不正な事務などにつきましても、引き続き発生させない体制仕組みづくりを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議員（谷村 裕二君） 総務課長も今後一生懸命この倫理教育に注視をしていくという返事でしたので、それを信用していきたいと思います。質問の中でも言いましたけども、今回その倫理教育ということにこだわったのは、先ほどから言っておりますが、挨拶もできないから始まって、電話対応も悪い、中堅職員でも大人の会話もできんどと、そういうことを非常に最近よく耳にすることは多いなと思ったんですね。

で、職員は町民のためにやっぱり一生懸命川南町の将来のため懸命に働いて一生懸命努力をしていることも認めたいと思います。しかしながら、いろんなリスク管理の不足、そういうことが町民の町に対する評価を低下させているのではないかと、一時が万事になってしまうのは、私も一議員として非常に不本意であります。時には職員一同ちゃんと襟を正し、真

摯に反省することも必要ではないでしょうか。いかがですか。

○総務課長（新倉 好雄君） 御質問にお答えいたします。

時には職員一同襟を正して真摯に反省することも必要ではないかという御質問でございます。町では職員の服務規程を定めまして、誠実・公正かつ能率的に職務を遂行するよう努めなければならないことを定めておるところでございます。

先ほどもありました各種研修も充実を図りながら、また反省すべき案件は反省をして、誠実に公正な事務執行に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議員（谷村 裕二君） ぜひ、この本会議場の答弁だけでなく、明日からでも具体的なアクションを起こして倫理教育に努めていただきたいと思えます。

最後になりますが、倫理教育の浸透こそが町の業務執行の根幹であると私は考えております。

最後に、町長の今後の取組姿勢を伺って終わりたいと思えます。

○町長（日高 昭彦君） 本当に大変意義のあるお言葉をいただいた気がします。冒頭から全体の奉仕者であるという言葉から始まり、やはり法的には問題ない事務的には問題ないと、しかしと。本当に原点に戻れば、今思い出せば新人の頃に本当にいろいろ気にしていたことが、ついついやっぱり見えなくなってしまうのかもしれませんが、思い出した言葉に、例えば平均点が70点あっても1人2人が10点やったらそれは全体は10点になるよ、それが公務員よと、ということは、我々がいかに意思を統一させるは共有させるか、そういうことの大事さを改めて感じたところでありますので、全ての責任は私にあるということで、職員が指示に従って動くわけですが、その指示を出すのが私でありますので、しっかりとチームとして組織として頑張っていきたいと心を新たにしたところでございます。

ありがとうございました。

○議員（谷村 裕二君） 終わります。

○議長（中村 昭人君） 次に、河野禎明君に発言を許します。

○議員（河野 禎明君） 通告に従い3項目、1番目は、「かわみなみP L A T Z」の理念について、前お聞きしたことがあるんですけど忘れてしまったものですから、もう一度原点に戻る意味で町長にお伺いしたいと思えます。

2番目、「かわみなみP L A T Z」の出店手数料、今ちょっとコロナ禍の中で出荷者が大変きつい苦しい思いをしているので、そのことについてお伺いしたいと思えます。

3番目、通浜直売所、ここが大手の卸業者が昨年撤退したりして非常に品ぞろえが悪くなっていて、私たちが見ても行ってもあまり買うものがない、ちょっと非常にこれから先どうなるんだろうかという心配が予想されるので、このことをお伺いしたいと思えます。

詳しくは質問席にてお伺いしたいと思えます。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

「かわみなみPLATZ」についての質問ですが、大きく理念は何かということでした。理念は「人に笑顔を」そして「まちに豊かさを」ということで、企業活動を通じて、人々を笑顔にするとともに地域社会をより豊かにしていくというすばらしい理念の下に、実際は川南まちづくり株式会社がやっております。

その理事であるのは役場としては副町長でございますし、また担当は産業推進課であります。細かいことは担当副町長に答弁をさせますが、いずれにしても昨日も御質問いただきましたけど、昨年オープンいたしまして本当に待望のオープンという形でありましたが、当初から困難な中で本当に担当の皆さん苦しんでおられますが、最終的には黒字を出したということをお私は大いに評価することであり、これからの可能性は非常に感じるものであります。

手数料等については後ほど副町長に答弁させますし、通浜直売所については担当課長のほうに答弁させます。

○副町長（押川 義光君） 河野議員の御質問にお答えいたします。

町長が申したとおり、私がまちづくり株式会社の理事として運営のほうに携わっているところでございます。

議員おっしゃりました手数料が何とかならないかという御質問でございますが、昨年も同時期ぐらいに同じような御質問いただきました。先ほど町長からありましたとおり、何とか黒字を保てたというのが実態ではございますが、まちづくり株式会社自体が運営だけを携わっているということございまして、実態的な経理ということになりますと、本来、企業の場合は減価償却相当分を当然経費として見込むわけでございます。まちづくり株式会社自体が減価償却というのを自分たちの会社の中で持っているところではございませんので、その減価償却相当分を考えたときには、やはり大幅な赤字という状況にはなっているところでございます。それもひとえに毎月あります理事会の中でずっと吟味してみますと、やはりコロナ禍の影響で高速道路の通行量が非常に少ないという状況もあるようでございます。

そういうことを鑑みたときに、昨年も申しましたけれども幾年か状況を見させていただいて上で、再度手数料については見直しを検討したいということで、昨年も申し上げましたが、今年度がまさしくそのような状況であるというふうには判断しているところでございます。

以上でございます。

○産業推進課長（河野 賢二君） 河野議員の御質問にお答えしたいと思います。

通浜直売所についての御質問だったかと思いますが、通浜直売所は平成26年に営業を開始しまして、鮮魚を中心とした海産物を販売しております。御存じのとおりだと思います。

以前から、しけ等が長引く場合に漁に出ることができないことから販売する商品が少なくなる問題等はございました。そこで、令和2年度に川南町漁協では、町の補助を活用して、主に干物を作る乾燥機、マグロやタコなどを急速冷凍保存する冷凍ストッカーを導入し加工品の開発に取り組み始めたところです。

現在は、レンゴダイ、イカなどの干物、冷凍タコなどを販売しておりまして加工品の充実

を図っております。今後も商品開発に力を入れていくと聞いております。

町といたしましても河野議員から御意見にあるとおり、PLATZなどにも供給できる体制を今後も構築できるようにしっかりとサポートしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中村 昭人君） しばらく休憩します。10分間休憩いたします。

午前10時40分休憩

.....
午前10時50分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○議員（河野 禎明君） 私が手数料のことをお願いするのは、全体のことじゃないんです。PLATZも経営が大変なことはもう分かります。

一番、私が1日置きにはPLATZに行くんですよ。

そこで、これは苦しいなあということは、おすしとか出している業者がいるんですよ。この前、去年の10月、11月はGOTOで結構売れました。その後にコロナがまた増えてきて緊縮状態になった。また売れなくなったんですね。

また、苦しい思いずっとしていたんですけど、この前5月の2、3、4は、やはり連休ということで、大分のお客さんが来られました。と、やはり、そこまであんまり売れていないから、やっぱり、どこまで売れるか分からないというあれがあるわけです。

特に、1日しかもたないその商品を出荷する人なんですよ。おすし、それから弁当、調理パン、それから惣菜類、これ1日しかもたないんです、これは。

だけど、このPLATZという店には、大事な商品なんですよ。あの運転手が来た、ちょっと1時間か2時間運転して、ぱっと寄った。休憩がてらに何かちょっと食べようか、簡単にちょっと軽く食べようかという、一番大事な商品なんですよ。

これは、5月の2、3、4は、予想以上に売れたんです。で、5日は恐らく売れるだろうと思って出されたと思うんですけど、雨だったです。で、私が6日に行ったら、おすしが10パックぐらい残っていたんですね。

これは、本当に、その日だけじゃないんです。それまでも、ずっと売れるだろうと思ってその出荷者は出すわけですね。

これは、自分のことじゃないんです。やはり、店、ぶらっつが品物がなかったらおかしいじゃないですか。お客さんが来て品物がなかったらおかしい。だから、ある程度は用意しておかんといかんわけです。だけど、やはり残るんです。で、残ったら、20パック出して5パックでも残ったら、何しているか分からないんです。

本当に、おたくたちは給料が決まっているから何も考えんと思うけど、実際、物を作って、自分が物を作って、あそこに出荷する立場となったとしたら、さあ、出しました、22%の手

数料も取られます、中には、それに消費税を納めないかん人がおるから8%、合わせて30%、その中から引かないかんことになるんですよ。そしたら、手取りは大分少ないです。

だから、高く売ればいいというもんじゃないんです。高くは、そう簡単に売れないんです。

だから、私がここで何とか、このコロナでも1年以上、この1日しかもたない商品を出す人が、毎日苦しんでいるんですよ。

で、ここに対して22%じゃなくて、15%という特例、これ特別しなかったら、これは、ほかに支援策が、あの人たちはあまり対象になっていないんですよ。去年から、やり始めている方が多いわけだから。と、やはり、国の対象にもなっていない人も中にはいます。

で、ここで、PLATZは黒字とおっしゃったから、その範囲内でいいんですけど、この期限を区切ってでもいいですよ。

1日しか、一生懸命品物を出してくれる人のためにも、支援策、今、支援策として出せないわけだから、この手数料15%に特例でやるということ、どうでしょうか、検討してもらえませんか。

○副町長（押川 義光君） 河野議員の御質問にお答えいたします。

河野議員の熱の籠もるお話は、私も平均すると月3回くらいは現場に行って、いろんな物を見せていただくんですけれども、おっしゃるとおり、その日に作られた物が非常に残っていると、私としても非常に大変だという気持ちは、本当にございます。

ただ、現状の経営者の一人としては、今の状況の中で、先ほど申しましたとおり、何とか黒字にはなったけれども、現状の中では経費が、先ほどの減価償却等を考えたときには、大幅なやっぱり赤字状態ではあります。

ですので、現状の中で手数料という話が、ちょっとなかなか厳しいのかなと考えているところではございますが、この手数料設定におきましては、やはり近隣の店舗、あるいはパーキングの手数料等を参考に設定したところではございますので、今後とも、その点については、業者の方々と十分話をしながらも、手数料については注視をしていきたいというふうな考えも持っております。

よって、私一人の存でも当然決められるものではございませんので、また、理事会でも、そういう議論をしてはみたいと考えておりますが、現状の、町としては、その分の補填をというところまではいきかねるという状況ではございますので、総合して考えたときには、なかなか厳しいというところになるかとは思っております。

以上でございます。

○議員（河野 禎明君） とにかく出荷者の苦しみを、とにかく感じてもらうということをお願いします。

PLATZがもうオープンして1年になるんですけど、やはり私がこう見ていると、私はずっと商売してきましたから、いろいろな問題点が見えてきます。

今、一つ今見えているのが果物の売場、お客さんにやっぱり聞いても、お客さんが高速で

来て、ぱっと入ったときに何を求めているかというのが、これはもう私たちがよそに行ってもそうだと思うんです。その町、その場所でできている旬の果物、これが一番の私は魅力になると思うんですよ。

川南だと、この前からはイチゴだったんですよね。これは、お客さんが、イチゴの生産者が直接出すから、ものすごく喜ばれます。川南のこのイチゴの生産量に、これすごいよなあ。これで、ほかの何をさしおいてもイチゴを買ったお客さんの喜びというのは、川南のあの店に来てよかったと思うんですよ。

そして、私が不思議なのが、1年たっても売場が一つも固定されて変わらないんですよ。

やはり、これは、都農の道の駅に行くときよく分かるんですけどね。あそこをぱっと入ると、最初に果物がばあんと旬を感じるというか、「あっ、今、このイチゴ時期だな、今、梨だな、ブドウだな」ってね、そのアピールの仕方が違うんですよ。

それで、やはり、PLATZのパーキングの店といえども、この旬の果物は、ものすごい貴重な財産なんですよ。

これを高速から入ってきたときに、やはり売場がもう固定じゃなくて、その時期時期に変化させないと駄目です。いつ行っても一緒じゃったら、面白くも何もないです。

「おっ違うな、今日、こう何かいっぱい並んじよるな」とお客さんが、「おっ、イチゴだな、川南はイチゴのあれだな」とか、「おっ、ブドウだな」とか、それを、最初に感じさせるには、高速から入ってきたところに、今、押川のお菓子がここにありますが、その横には、私はこれ困ったもんだなと思う、ピーナッツが置いてある、ピーナッツの燻製、中国産のピーナッツを燻製したと思われるんですけど、ああいうものが、あそこにある必要はないです、これは。ここになぜ果物がないのか。

実際、まちづくり株式会社は、PLATZのちゃんと責任者、出荷者との話合いがないから、こういうことが起きるんです。

これ店としてね、点数したら20点か30点ですよ、専門家に見せたら。

1年たって、何で売場が固定されて、何にも変わらない。こういうこと、あり得ないです。都農の道の駅に行ったらすぐ分かります。

これは、一つ、売場の構成を変える。そしてやはり、川南の旬の果物、スイートコーン、こういうものが、絶対喜んでもらえるから。そして、それにパンフレットをつけてね、あのイチゴでも何でも、ふるさと納税でもこれをお取り寄せできますよというパンフレットをつけることで、ふるさと納税も伸びてくるんです。だから、そういうことは、必要じゃないかと思います。

それと、ここに、テストキッチンのことでちょっとお伺いしたいと思います。

PLATZの横にテストキッチンがありますが、これはどういう経過で造られたんでしょうか。例えば、専門家のアドバイスを受けて造られたんですかね。

そこをちょっとお伺いしたいと思います。

○産業推進課長（河野 賢二君） テストキッチンがどのような経過でできたのかという御質問かと思えます。

テストキッチンについては、川南町で生産されるすばらしい特産物等がございます。そういったものが、将来的にP L A T Zという施設を通じて、新しいものが生み出されて販売されていくということを想像したり、地域の方に使ってもらったりとか、そういうことを想像してつくられているものでございます。

以上でございます。

○議員（河野 禎明君） このテストキッチンを造るのに、専門家のアドバイスを受けましたか。

○産業推進課長（河野 賢二君） 専門家のアドバイスを受けたかという御質問ですが、私たちが直接専門家ではないので、施設の中に何が必要かということについては、メーカー等からの意見をいただいて造らしていただいております。

以上でございます。

○議員（河野 禎明君） これ、専門家のアドバイスを聞いたら、二、三年したら採算が取れないという返事が返ってくる可能性が高いんですよ。

私が以前、過去、川南は果物のB品がいっぱい出るんです。それを生かす、そして肉製品もいっぱいある、それを生かすためには加工場が必要だと。その加工場でできた特産品をP L A T Zで売ったり、おすず村で売ったり、ふるさと納税で出したら、販路は何ぼでもあるんです。

そのときの返事は、何て言われたかという、専門家に聞いたら、二、三年で採算が取れないと。だから、加工場はしません。そういう返事だったんですよ。

テストキッチンは、何ら専門家のアドバイスも受けずに、自分たちがやりたいからやったんじゃないんですか。どうですか。

○産業推進課長（河野 賢二君） 自分たちがやりたいからという御質問だったかと思うんですが、そういったことは考えておりません。

で、あくまでもあそこはテストキッチンですので、あそこは加工場とは区別していただきたいなと思っております。

以上でございます。

○議員（河野 禎明君） 造ってから利用者がゼロなんですよ。誰が計画して、こんなものを造ったのかと。

あれが加工場だったら専門のスタッフを配置して、いろいろな商品を作っていたら、全く違う形になっています。それは、何年かは赤字ででも、必ず、今の川南町の持っている原料を生かして、加工場とだったら、私は生きてくると思うんです。

今からでも遅くないんですか、テストキッチンでの利用は見込めないんですよ。

加工場として、何か活用することはできませんか。

○産業推進課長（河野 賢二君） 加工場として利用できないかという御質問なのですが、施設を造る際にも、テストキッチンとして保健所等の許可を取っております。で、今すぐここで、加工場にできないかという返答はできかねません。

以上でございます。

○議員（河野 禎明君） これは、まちづくり株式会社の出番じゃないかと思うんですよ。もう、全く、まちづくり株式会社が、PLATZがオープンしてコロナで困っているけど、何ら、何というか、活動している、よし何とかしなきゃいけないとかいうものが見えてこないんですよ。まちづくり株式会社がここはやって、何か、加工場をどうやったらできるだろうかということは、検討してもらえませんか。

○副町長（押川 義光君） 河野議員の熱の籠もった要望というか、そういうのを受けて、我々も非常に反省しながら、いろいろなことに当たってはいるところでございます。

目に見えない状態で、理事会が機能していないんじゃないかないうようなお話もございましたけれども、実態としては、やはり公共性のあるこのPLATZという施設の宿命と申しますかね、やはりどうしてもコロナの影響で閉めざるを得ない部分、そして高速道路がゆえに、やはり高速運転の方々の休憩所としての役割、そういうことを鑑みたときに、どうしてもやはり、今の状態になってしまっているというのが現状でございます。

ただ、先ほどから言われたように、シーズンキャンペーン、果物の時期にそれを大々的にキャンペーンすると、そういうことは非常に重要な御提案というふうに思っていますし、理事会でもやはりそういうお話は出てきているわけでございます。

その中で、問題点が駐車場の問題もあるものですから、この間の5月の理事会でも、やはりキャンペーンをいろいろ打って行って、そして収益性を上げるべきじゃないかという議論もございます。

そして、テストキッチンでございますが、議員、一度も使われていないということで大変お叱りを受けたところでございますが、結果的に、やはり、あのスペースが、若干、テストキッチンなものですから、スペースが狭い。そういうところに、三、四人集めるということが非常に困難であったという、この1年ちょっとの期間であったというのも御理解いただけないかなあというふうには思っております。

展開としては、あそこでとにかくテストして、いろんなものを作り上げて、軌道に乗るようであれば加工場に進展して、そして、もちろん加工場は併設はもうちょっとできませんので、別なところで考えた上で、それを商品化していくという計算ではあるんですね。

ですから、言い訳になってしまって申し訳ないんですが、テストキッチンはそういう状況で、コロナの影響をかなり受けてしまっている。

今後については、そういう活用していくためには、あの施設を大いに活用して、加工場につなげていきたい。そして、販売に持っていくということで考えておりますので、今しばらくの時間をいただきたいというふうに考えております。

○議員（河野 禎明君） これはやはり、JAとも、やはり、同じまちづくりの役員ですからJAとも話し合っ、やはりJAがよそで、やっぱり高知県の馬路村とかのゆずドレッシングとかなんか、JAが頑張っているところがあります。

やっぱ、ここにはJAにもちょっと頑張ってもらって、やっぱりものづくり、やはりそっちに、このB品ちゅうのはもう大変なんです。もうイチゴでもね、イチゴがPLATZに出荷している人がいるんですよ、売れ残るんですよ、下げてあるんですよ。あの下げられたイチゴがどうなるのかな。もうね、あれが何か加工品として生き返らせることができないのかな、もう。私は、あそこは生き返らせたなら物すごい生産者助かると思います。ほかにもB品の処理がうまくできてない。ここはもう、JAとも、その理事会で話し合う機会があると思いますから、ぜひ検討してみてください。

それから、今テークアウトが4つあるんですけど、テークアウトの方もこれはコロナの、この影響でまともにもう大変な目に遭っています。これは大変だろうと思います。店内に、ちょっと私が見てちょっとこれに違和感があるということがあるんです。これは今度行かれたらよく見られるといいと思うんです。テークアウトは4店あります、押川菓子屋、アリマン鑽ですね、アリマン乳業じゃないですね、アリマン鑽、そして長友薫製屋、黒木食鳥4つですね。店内に行ってみると、この4つのテークアウトの商品がずっといっぱい並んでいるんです。これは、都農の道の駅にはテークアウトがないからちょっとこういうことが発生しないんでしょうけど、ほかの競合する商品が入ってないの。

例えば、アリマン乳業の商品があります、ずらっとアリマン乳業の商品です。競合する商品はありません。食鳥炭火焼きもあります。競合する商品もありません。もちろん薫製屋の商品も競合する商品かどうかごたると。押川菓子屋ここはどういうわけか、まあ、どこそこから競合する商品が新富から高鍋から美郷町から佐土原から競合する商品がまあいっぱい来るなど。なぜ押川菓子のほうは来て、こっちのアリマン乳業、炭火焼きのところ、長友薫製、競合商品がない。これは競争原理が働かないんです、これは。もっと突き詰めて言えば、ちょっとおかしいことは、アリマン乳業が製造している商品は、アリマン乳業が直接PLATZに納めるべきですよ、これは。今アリマン鑽を通してますでしょ、どうですか。

○産業推進課長（河野 賢二君） アリマン乳業の商品をアリマン鑽を通して売っているという御質問かと思えます。私が聞いている範囲ではアリマン乳業さんが生産をして、アリマン鑽は販売会社だというふうに聞いております。なので、通している可能性はあるかと思えますけど、それが直接、本当に通っているのかどうかは確認は取っていません。

以上でございます。

○議員（河野 禎明君） やはり、今から先の、このコロナ明けのお客さんも増えます。もっと、中で、もう今町内のあれにはこだわってないです。もうおび天も来ているし、どこそこから来ているわけです。やはり、競争原理が働くような商品を入れてもいいんじゃないかと思うんです。もう、あの冷蔵のオープンケースは、特に左側はもうアリマン鑽の乳業の

商品がどれほどあるか。あれもう少し、ちょっと違った商品が私たちは、特に香川ランチさんがつくっている冷蔵商品もあります。あれは川南の特産品にもなる可能性もあります。そういうのも、ちゃんと声かけしてあそこで売れるようにしてもらいたいと思います。

次に行きます。

私は、これがちょっと必要だなと思ったのが、あそこに来店したお客さんはあの店で何を感じているか、それを聞くことは難しいです。それで、アンケート用紙を用意してほしいと思います。レストランで食事します。どうだったか、ああおいしかったと、そういうものがあつたのか、いや味がちょっとおかしかったと、川南は豚もえらい物すごいつくっちゃうのが、豚カツがないが、豚カツはどうしてないのかなとか、そういう意見が出るかもしれません。ここにアンケート用紙を用意することで、店内で売っている商品に、やはり、もしお客さんが、ん、これよくないなと思ったら、それをアンケートを通じて改修して改善する。レストランも、やはりお客さんから指摘があつたら改善できるものは改善する。このアンケートが私は必要だと思いますけど、どうでしょうか。

○副町長（押川 義光君） 河野議員の御質問にお答えいたします。

アンケートをとということでございましたので、これにつきましては、確かに自分たちの状況をフィードバックするためにも必要なものかとは考えますので、現場の職員と十分協議した上で、やる方向で検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議員（河野 禎明君） 次に行きます。

通浜の店のことですね。今、日向灘でアジとかサバとかあまり捕れてないんです。だから通浜の方が漁に行っても上がらんとします。私は門川の干しもんのところに行くんですけど、門川の干しもんの業者が20社くらいあるんですけど、聞いてみるとアジがサバが上がらないと。どうするかと言ったら、大分、長崎、鹿児島辺からアジ、サバが捕れたところから情報を得て、ちゃんとそこから何十トンて仕入れるんだそうです。そして、それをこう加工するんだそうですね。だから、日向灘で、その通浜が漁に行っても、捕れなくても、やはりこの今、通浜の店もちょっとお客さんの評判がよくない。ああ、ここはもうおいしくて、いいもんがあるなというあれがない。それには、やはりアジ、サバこれが一番喜ばれるわけですけど、干しもんが。これをよそからその原料を仕入れてでも加工して、さっきも聞きましたが、乾燥機もある、冷凍機もあるもう設備はそろっているわけですね。だけど、一向にPLATZにその商品が出てこないんです。都農の道の駅は、魚の商品が漁港から出した商品がいっぱいあるんです。何でこの差が出るのかなと。これは何とか通浜の、これ漁協が担当なのかは分からないんですけど、何かこの漁協の考えとか何か聞いてらっしゃいませんか。

○副町長（押川 義光君） 河野議員の御質問にお答えいたします。

通浜の組合長が毎回理事会においでになります。その中で、もうちょっと売場をという話もございまして、現場にもそういう指示はしたとこなんですけど、現場どうしの話の中では、

なかなか、その製品が今河野議員言われたとおり、商品自体がこちらに大きく売るほどのものを持ってこれる状態でないというのは、現場からは聞いたところでございます。

ただ、議員おっしゃいました日向灘取れで話をするとき、先ほど言われました長崎産というのは、若干いかなものかというふうな思いはちょっとあるところでございます。

ただ、今までの考え方の中で、P L A T Zはやはり川南町産のものをきちんと加工したり、現物で出したりということをコンセプトにしておりますので、基本的にはある程度捕れたときのものを蓄えて、そして加工して出すという方式で臨みたいというふうには考えております。

商売としては、確かに議員おっしゃるとおりでございますが、商売もさることながら、やはり川南町の発信ということによっておりますので、現在のところ、物がちょっとないという状況であれば、ほかの物をやはり出すというのが今の考え方でございます。そういう面からは今の現状になっているというふうに御理解いただきたい。当然おっしゃるとおり、通浜の物をもっとたくさん出したいという気持ちは我々理事も持っておりますので、そういう仕組みができるような形を何とか構築していきたいと考えております。

以上でございます。

○産業推進課長（河野 賢二君） 魚をほかのところから仕入れたりとかいう話を漁協のほうに聞いてないのかという御質問があったかと思えます。私、その件につきましては、ちょっと聞いておりまして、通浜直売所でも多少の仕入れは行っているということでした。なぜかといいますと、やはり通浜で捕れる魚は高いものですから、例えば総菜なんかを作るときに、その魚を使うと非常に単価が上がるということから、安いところから仕入れるということは必要だというふうに言われていました。

以上でございます。

○議員（河野 禎明君） 今から、何とか通浜が頑張ってくれることを期待したいと思います。

ちょっとこれは通浜のあれに関係すると思うんですけど、私ふるさと納税に、これ漁港が、鮪、あそこは漁師がいっぱいおるわけですけど、マグロ1匹漁協が用意して、ふるさと納税にブロックで真空パックして、ふるさと納税した人に対しての返礼でマグロの大トロ、中トロ、赤身とかそういうものも企画されると、ふるさと納税にも助かるかなと思いました。

とりあえず、コロナは何とか今年いっぱい収束の可能性もあります。来年はコロナが明けたら、P L A T Zにも大変のお客さんが来ることはもう予想されます。今の準備ではお客さんを満足させることはちょっとできないと思います。今からでも遅くないので、これを皆さん、各あれで話合いをして、準備してほしいと思います。

その中の一つとして、やっぱりコロナ明けに、P L A T Zの周辺にドッグランというのはオープン前からちょっと話があったんですけど、ドッグランみたいなものもあそこの施設にはあったらいいなという声は、もう最初から上がっています。そういうものも今から準備す

ると、コロナ明けにいいことじゃないかなと思います。

長々と話しました、以上で質問を終わりたいと思います。

○議長（中村 昭人君） 引き続き、議案質疑に移りたいと思います。

日程第2「議案第37号川南町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題とします。

質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 議案第37号について質問します。

○議長（中村 昭人君） 内藤議員、マイクに近づけてお願いいたします。

○議員（内藤 逸子君） はい。川南町国民健康保険税条例の一部改正についてですが、これを今度された場合、税の1人当たりと1世帯当たりの金額と昨年度との比較を教えてくださいたいんですが。

○税務課長（大塚 祥一君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

世帯当たりではちょっと出していないんですけれども、当該年度の国保税の調定額から被保険者数を割った数字、1人当たりの調定額ということにさせていただきたいんですが、1人当たりの調定額で比較しますと、令和2年度が1人当たり8万4,525円ございまして、令和3年度この改正案が成立しましたら、1人当たり8万6,980円と試算しております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） すいませんね、あっちに書いたりこっちに書いたり、すみません。これは、医療給付費が上がるというか、給付費を見通して値上げということになるんですかね。

○税務課長（大塚 祥一君） ただいまの御質疑にお答えします。

現在、基金のほうが今年度決算見込みで3億9,400万円程度を見込んでおりますが、令和2年度の単年度収支差額、基金繰入れとか基金の積立て、繰越金を除いて純粋に当該年度での収入と当該年度の支出のみを差し引きした数字で、見込みで1億3,700万円程度のマイナスになるかと思っております、これが、基金は4億近くあるんですけれども、1億円以上の単年度収支のマイナスが出るのが数年続けば、明らかにもうどこかで基金が枯渇しまして、数年後に大幅に引き上げなければならないと見込まれることから、少しずつではありますが、上げさせていただきたいということで提案差し上げているところでございます。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） これは川南町国民健康保険税条例の一部改正になっていますが、それで1人当たりの、予定したら上がると今言われましたけど、予算案はないんですよね。だから、6月議会で大体国保税が決まるんだなと思っていたんですけど、予算案がないのは何かなと思って不思議に思っているんですが、そのことはお尋ねします。

○町民健康課長（米田 政彦君） ただいまの内藤議員の御質問にお答えします。

この条例改正案で見込まれる国保税が約750万程度になると見込んでおります。これに伴う歳出が今のところ予定がないということから、今回の補正予算は見送らせていただきました。

た。確かに、地方自治法第222条第1項の規定によれば、予算を伴う条例案を議会に提出するときには、必要な予算上の措置が的確に講じられていなければならないとされています。ですが、その趣旨は予算を伴う条例が制定とされることにより、地方公共団体が支出義務を負うにもかかわらず、それに対する財政的裏づけがなされていなければ、地方公共団体の計画的で健全な行財政運営は阻害されてしまうということであり、歳入については、今回の国民健康保険税の増額に合わせて、基金の取崩しを減額するという財源調整にとどまることから、この条例改正案に合わせた予算については必要がないということが、地方財務実務提要に記載されておりましたので、今回は提出していません。

以上です。

○議長（中村 昭人君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第3「議案第38号川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） この手数料条例が通った場合、町民にはどのような影響がありますか。

○町民健康課長（米田 政彦君） ただいまの内藤議員の御質問にお答えします。

今回の条例改正は、提案理由の説明でもありましたとおり、個人番号カードの再発行についての手数料が、今回の国の法律改正によりまして、地方公共団体情報システム機構が市町村に委託する関係性に変りましたので、条例で制定する必要がないと。

ただ、お金は取るのか取らないのかというのが御質問の趣旨だと思いますが、お金は徴収させていただきます。逆に、この徴収は使用料手数料徴収条例に基づくものではなく、歳入歳出外現金として預り金として一旦預かりまして、そのお金を地方公共団体情報システム機構にお支払いするという流れになります。ですので、町民の方には、これまでと何ら変わる手続等があるものではございません。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 変わらないというふうに受け取っていいんですね。

○議長（中村 昭人君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 印鑑登録証が1人につき400円徴収することになってるけど、

整合、データ、庁やら新設して印鑑が要らんごつというような国の方針のようじゃけど、時代錯誤じゃねえ、これは。

○町民健康課長（米田 政彦君） ただいまの児玉議員の御質問にお答えします。

議員が今お話しされたのは印鑑登録証明証の件だと思うんですが、こちらは今回の条例改正案の中の対象となっておりますので。すみません。

○議員（児玉 助壽君） 印鑑が要らんなるような、何でか、印鑑屋がわあわあ言いよっちゃけど、印鑑が要らんと印鑑登録証が。

○議長（中村 昭人君） 児玉議員に申し上げます。議案質疑となっております。本議案に対しての質疑をお願いいたします。

○議員（児玉 助壽君） だから言いようじゃろうが。議案に対して言いようじゃろうかが、お前。寝ぼけとつとやねっつか。

○議長（中村 昭人君） 議案に対しての質疑をお願いいたします。

○議員（児玉 助壽君） 印鑑が要らんごつなりよつとのに、印鑑登録証は要らんどがやちいいよっちゃが。（発言する者あり）

○議長（中村 昭人君） 関係、手数料徴収条例です。

○議員（児玉 助壽君） ほっじゃかいこれ全部が議案じゃろうがのつとつとが。改正じゃけど、改正せんとおかしいどがやていいよつとじゃが。データちゅう出とつとん。

○議長（中村 昭人君） 個人番号カードの再交付がなくなるということの条例改正ということでございますので。

○議員（児玉 助壽君） だから、これを改正したらこれも改正せんならんどがやち言っちょうとよ。

○議長（中村 昭人君） 必要ございません。議案に対してのみの質疑をお願いいたします。

○議員（児玉 助壽君） 改正は必要ねえとか言いよつとよほっじゃかい。

○町民健康課長（米田 政彦君） ただいまの児玉議員の御質問にお答えします。

今、押印廃止の流れで印鑑登録が必要ないのではないかという趣旨でよろしかったですか。

押印廃止の流れというのは、例えば、地方自治体間であるとか、地方自治体の中で押印を廃止すると。そういうことによって事務を簡素化する流れをつくっていこうという考え方であって、住民の方の印鑑登録を廃止するという意味合いで、押印廃止が情報として流れているわけではございません。実際に、今、登記関係でも印鑑というのが非常に重要な役割を占めておるところですので、住民の方々の印鑑登録証については、これまでどおり、この条例の中で規定しているところでございます。

○議長（中村 昭人君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第4「議案第39号川南町地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（児玉 助壽君） この改正前の販売機コーナーを置くごつなつとるけど、もう販売機コーナーは廃止するというでいいわけですか。

○産業推進課長（河野 賢二君） 関連町地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例の中に、第4条のほうに施設というものがあります。その中に自動販売機コーナーがあるわけですが、自動販売機コーナーとインフォメーション及び休憩施設という場所を兼ねております。なので、自動販売機コーナーがなくなったとしても、施設としては存在するということになります。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） 今、質問をすることができんがやが、あんたのような考えでは。でも答弁が略で書いてあるが、そういうことが載っとらんがよ。質問できんことになるじゃないか、おまえは。

○議長（中村 昭人君） 質問をお願いします。

○議員（児玉 助壽君） もう、この自動販売機コーナーなくなるわけじゃねえわけじゃろ。ここの略略って書いてるのが、何が何やら意味が分からんじゃねえね。あんたが説明してん。

○議長（中村 昭人君） ほかに質疑はございませんか。

○議員（川上 昇君） 今、同僚議員が質問したんですが、補足説明書を見れば、町長が最初おっしゃった提案理由説明書、これだけでは意味が分かりません。そのために補足説明があったんでしょうけども、これを見てもよく分かりません。恐らく、だから自動販売機は必要だからそのまま置いていますよと。ただ、契約変更先が指定管理者に変わりましたということだろうとは思いますが。それだけですか。

○産業推進課長（河野 賢二君） 川上議員の御質疑にお答えしたいと思います。

そのとおりでございます。

以上でございます。

○議員（川上 昇君） であれば、この補足説明の中に仮定のこと書いてあるんです。例えば、売上高の40%の使用料を提示するメーカーがあっても、条例に定める100分の30とかいうことが書いてあるんですが、これ書く必要があったんですか。伺います。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質疑にお答えしたいと思います。

私としては、できるだけ分かりやすいようにというふうに書いたつもりでございます。

以上でございます。

○議員（川上 昇君） いずれにしても、今までの契約が終わりましたと。ですから、今後は町が関わることなく、指定管理業者とその飲料メーカーとの契約になりますということなんですよ。

○産業推進課長（河野 賢二君） そのとおりでございます。

○議長（中村 昭人君） ほかに質疑はございませんか。

○議員（荻原 敏朗君） すみません。同僚議員が質問してますます分からなくなってきました。自動販売機が置かれるという実態は全く変わらないわけですか。料金の取り方が変わってくるよというだけで。

○産業推進課長（河野 賢二君） 荻原議員の御質疑にお答えしたいと思います。

おっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

○議員（荻原 敏朗君） であるならば、なぜ、この設置条例から自動販売機コーナーを外す必要があったのかなと、外さなくてもよかったのじゃないかな。料金取手手数料徴収条例だけ変えれば良かったのではなかったのですか。違うんですか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質疑にお答えしたいと思います。

自動販売機自体が、販売内容が、例えば、缶のジュースであったり、アイスクリームであったり、カップのコーヒーであったりと様々でございます。同じ使用料というふうになればいいんでしょうけど、その形態によって様々なものがあるため、今後、まちづくり会社、指定管理者の自主事業としてやっていきたいということで考えております。

以上でございます。

○議員（荻原 敏朗君） 自動販売機コーナーに、いろんなジュースとかアイスクリームとかいろんなものがあるちゅうのは理解できました。ただ、自動販売機コーナーが従来と変わらない、全く同じ形であるのなら、何でこれを外すのか、よく理解、現在できていません。3問目ですので、委員会でよく審議されるようお願いしておきます。

○議長（中村 昭人君） ほかに質疑はございませんか。

○議員（内藤 逸子君） このことについて、説明が実情にそぐわなくなったためと説明されているんですが、どのようなことでそぐわなくなったのか。

○産業推進課長（河野 賢二君） 内藤議員の御質疑にお答えしたいと思います。

実情にそぐわないというのが、これまでNEXCOが一律自動販売機メーカーと契約をしておりました。一定の料金をまちづくり会社のほうに納めていただいていたんですが、NEXCOと自動販売機の契約が終了するため、今後は個別に自動販売機メーカーが指定管理者であるまちづくり会社と契約することになります。それが実情にそぐわなくなったという理

由でございます。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 最近の提案理由の説明というのが物すごく不親切と私は思うんです。もう少し丁寧な説明というのをさせていただかないと、何の意味か分からんというのが私は今度の提案で。そして、議案第39号のこの提案をしてあるのも、略略って児玉議員が言われましたけど、やっぱり分かりやすくちゃんと書いてほしいなと思います。お願いします。

○議長（中村 昭人君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第5「議案第40号高鍋川南地区水利施設管理強化事業の事務の受託について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（児玉 助壽君） これの規約の内容を見つと、国営附帯県営事業、造成事業、造成施設に係る高鍋川南地区水利施設管理強化事業に関する事務の一部を川南町に委託し、川南町はこれを受託するちゅうとやが、高鍋川南地区になつとつと、何でその木城町が川南町に委託する事務が、何で木城町が川南町にどげな事業委託すつとですか。川南高鍋地区の水利事業について。

○農地課長（三好 益夫君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

事業の名称のほうが高鍋川南地区となっており、これに木城町のほうかどのように関係しているのかという御質疑だと思うんですが、こちらのほうは国営で行われている事業のほう、こちらの名称が高鍋川南地区という事業名で行われております。実際にこちらのほう、どの施設を指すかと申しますと、小丸川のほうにあるダムから用水路を引いて、川南原土地改良区が管理をしているんですけど、その国営施設に当たります。こちらの国営施設に係る町といいますと、木城町と川南町のほうに受益があり、名称のほうはこのように高鍋川南となっているんですが、関係するのは木城町及び川南町が関係するという施設となっております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） これは川南原土地改良区に関するやつなんですね。木城も受益者がおるといえることですか。はい。分かりました。

○議長（中村 昭人君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第6「議案第41号尾鈴地区水利施設管理強化事業の事務の受託について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） この尾鈴地区水利施設管理強化事業の事務の受託についてであります。川南町、高鍋町及び都農町から尾鈴地区水利施設管理強化事業の事務を受託することになったとるけど、当然これは受益者も事務の委託をしとっと思うとやけんどんよ、受益者はおらんとですか、これは。

○農地課長（三好 益夫君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

今回、高鍋町及び都農町が事務の川南町に委託し、これに関係して受益者がということで御質疑を受けたところですが、今回この事業が国の補助事業を使って、国の施設を管理している改良区に対して、強化補助金のほうを交付するような内容の事業になっております。

この事業を取り組むことにおきまして、国、県から補助金を受けて、その上で関係する町もそれに負担率分のお金を足して、多面的機能を担保する部分で、活動する部分に対してということで、強化補助金という名目を出しております。

ちなみに今回、新設の事業ということで御承認をとということで御提案させていただいておるんですけど、この内容につきましては、従前の国営造成施設管理体制整備促進事業において行っていた内容と同一の内容になっております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 所管の何じゃっけ、ま、委員会でいろいろ詳しくねちねち聞きますけどよ。

○議長（中村 昭人君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第7「議案第42号令和3年度川南町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。
質疑はありませんか。

○議員（米田 正直君） 15ページをお願いしたいと思います。

ネットワーク創出と人材育成であります。システム利用料88万円ですけれども、当初予算で8,279万3,000円が計上されていますけれども、この部分は含まれていなかったのかお伺いいたします。

○会計課長（小嶋 哲也君） 15ページのシステム利用料88万円について、当初に含まれてなかったのかという御質疑ですけれども、この分につきましては、企業版ふるさと納税に関わるポータルサイトの利用料になっております。ですので、一般のふるさと納税の扱いと違いますので、今回提案させていただきました。

以上です。

○議員（米田 正直君） はい。了解いたしました。

次に、17ページ、保健衛生費であります。委託料2,602万5,000円ですけれども、これは当初予算でも上がっておりますけれども、当初予算では3万2,000回分ということで、2回打つわけですから、1万6,000人分が予算計上されておったわけですけれども、これはどういったことで計上されたのかお伺いいたします。

○町民健康課長（米田 政彦君） ただいまの米田議員の御質問にお答えします。

令和3年度当初予算では、9月までのワクチン接種で見込んでの予算計上であり、9月にもさらなる増額が予定されているところです。こうなった経緯ですけれども、国のワクチン接種について、なかなか金額、スケジュール等も追いついていない状況の中で、国が当面9月末までの分を予算を計上をしてくだささいということでした。今回の補正予算は、7月末までに65歳以上高齢者のワクチン接種を終わらせるに当たって、国、県が財政的支援をします。具体的には、休日とかのワクチン接種を打った場合には、医者への謝礼金について大幅にアップするので、それを御活用いただきたいとか、各個別接種の際に、通常のワクチン接種日時よりも、さらにスピードアップと曜日を変えて、ワクチン接種を行った場合には支援しますということから、委託料で組んでいる金額が大幅に増えることになったものです。

以上です。

○議員（米田 正直君） 当初、3万2,000回分ということで、2で割れば1万6,000人分、大方、町民全員の接種委託料だというふうには理解しておるわけですが、この計上されたのは、恐らく単価が上がったということで理解してよろしいでしょうかね。

○議長（中村 昭人君） ほかに質疑はございませんか。

○議員（川上 昇君） すいません。議案第42号ですが、予算書の18、19ページなんですけれども、2款1項2目商工業振興費の委託料の2,492万2,000円中の2,145万円、これ説明によりますと、自治体マイナポイントシステム開発委託料ということなんです。説明では、

本町の取り組む電子地域通貨をより利便性の高いシステムとするための委託料というふうな説明なんです、利便性の高いというのは、具体的にどういうことなのか。何がどう変わるかということ、そして、これはどこに委託するかというのが1点。

それから、次のページになります。学校管理費、小学校、中学校の関係で、10款3項2目教育振興費の25万1,000円というのが組んであります。るる説明があるんですが、今年度、国光原中学校が環境教育推進校の指定を受けたということなんです、ですから、講師謝金、消耗品、図書、教材等の予算を計上しましたということなんです、これ、具体的にその指定を受けたというのが、具体的にどういうことなのか伺いたいの、よろしくお願いします。

○産業推進課長（河野 賢二君） 川上議員の御質疑にお答えしたいと思います。

自治体マイナポイントシステム開発委託料が何がどう変わるのかという御質問だったかと思えます。

現在は、窓口においてポイント付与というのが、地域通貨のTron（トロン）ですね、行われているかと思えます。これが、今後キャッシュカードとかクレジットカード、あとセブン銀行のATM等を活用してチャージができるようなシステムに変えるということが一つあります。あとどこに委託するのかということなんです、この地域通貨、Chiccaを開発していますトラストバンク社のほうに委託をする予定でございます。

以上でございます。

○教育課長（山本 博君） 川上議員の御質疑にお答えいたします。

25万の予算の件であります、今回、持続可能宮崎づくりを実現するため、環境教育推進事業ということで予算をつけております。これ、県の事業で10分の10の事業になりますが、県内の小中学校で8校が指定を受けております。今回、国光原中学校が指定を受けております。その理由としましては、国中に国中ファーマーズというクラブと申しますか、組織がつくってありまして、芋の栽培をして軽トラ市で販売を定期的にやっているといったところが、評価されたのではないかなというふうに考えているところであります。

以上です。

○議員（川上 昇君） 先ほどの委託料のほうですが、2,145万円、トラストバンク社にということでした。窓口業務からそのカードだとかセブン銀行のATMとかいう話がありましたけども、これメリットということで理解されているんだと思うんですが、具体的にどういうメリットがあるかということ。

それから、教育課長にお尋ねしますが、国光原中学校の芋の栽培が評価されたもんだと思えますというふうに言われました。それはそれでいいんです。ですから、これをどのように考えていらっしゃるか。この25万1,000円の予算をどのようにということでお尋ねしたところ、

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質疑にお答えしたいと思います。

どのようなメリットがあるかということなんです、現在は役場の窓口に来ていただかな

いとチャージができないということなんですが、今回のシステム改修によって、クレジットカードから、要するに自分のスマートフォン一つでチャージができると。あとは、役場に来なくても24時間開いているセブン銀行、コンビニエンスストアでチャージができるようになるということになります。

以上でございます。

○教育課長（山本 博君） それでは、川上議員の御質疑にお答えいたします。

ファーマーズとして取り組む関係で、今回、講師謝金等、消耗品等、あと備品購入費等が予算計上させていただいておりますが、この国中の生徒の環境学習を強化したいといったところで、この環境学習を行うことで、より主体的に行動できる生徒の育成を行うといったことを目的に予算化をしております。この環境学習をより取り組むことで、子供たちの意識を高めたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議員（川上 昇君） 今の後半の教育課長のほうですが、具体的には決まってないということかと理解しました。1年間といいますか、この予算をもって、国光原中学校のそういった活動に奉仕していきたいということだろうと理解したところです。現時点ではですね。

先ほどの委託料の件ですが、いずれにしても窓口で町民の皆さん方、利用される方が非常に利用価値が上がるといいますかね、非常に簡単にできるようになりますよということ売りにするんだということで、それにより近づくということなんでしょうが、ただ、一方では窓口だったからこういうことができたということもあるでしょうから、全てが全て、プラスになると、メリットが出てくるということではないかと思います。その辺もちょっと危惧されるころではありますかね。分かりました。ありがとうございます。

○議長（中村 昭人君） しばらく休憩します。午後の会議は1時15分からとします。

午後0時05分休憩

.....
午後1時15分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、会議を続行します。

ほかに質疑はありませんか。

○議員（徳弘 美津子君） 議案第42号令和3年度川南町一般会計補正予算（第1号）について、全体的なことになるんですが、この予算ですね、この予算はいつ決定なされたのか、予算のこの決定ですね。

そして、コロナの第4波であるとか、5月の県独自の緊急事態宣言が出された以降、町としてはどのような調査というか、動きをされているのかお聞きしたいです。

○議長（中村 昭人君） 暫時休憩いたします。

○議員（徳弘 美津子君） 難しいですか。難しいですか、質問が。

午後1時16分休憩

午後1時17分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、会議を続行します。

○副町長（押川 義光君） 徳弘議員の御質問にお答えいたします。

予算の編成につきましては、最終的に行政経営会議、臨時行政経営会議を開きまして、5月の17日に最終的な案としてまとめたところでございます。

コロナの関係の対策というのは、5月9日に非常事態宣言が県から発せられましたが、その発せられる前に26市町村の町長、市長の会議がリモートで開催されました。

その以前に、各団体の方々にちょっと意見聴取をしまして、町長のほうから県のほうに非常事態宣言をするならば、同じ取扱いをしていただきたいという要請を、県のほうにリモート会議の中ではしていただきましたけれども、やはりそれについては宮崎市のみという状況がありました。

それで、各市町村の経済状況をずっと見極めて、非常事態宣言がいつ終了するか、その段階では5月30日という一応のめどはございましたが、状況によって延長する可能性もあるというような状況でございましたので、状況を見極めながら各方面から情報収集に当たっていたという状況でございます。

以上でございます。

○議員（徳弘 美津子君） 各26市町村の動向を見ながらとか、足並みをそろえるっていう意味合いのものもあるのかもしれませんが、実際にいろんな産業、もちろん飲食店もそうでしょうし、いろんな産業が疲弊しているものを、例えば動向を見ながらやると、じゃあ例えば臨時議会でもまた計上する予定だったのか。

それとも、県とか国がその方針を示さなくても、町独自でやろうという町長の姿勢とかが、この予算の中では全く見えないので、実際、6月1日に私は議案が配付されたときに、まず予算をこう見たときに、意外とコロナ対策、物すごくその特に商店街とかがすごく疲弊している、特に飲食店もそうでしょうし、なっていると聞き及びをしているのに、全く見えなかったもので、町長にはそういう声が届かなかったのかなあと。もちろん大事ですよ。その臨調とかに合わせるのが大事でしょうけど、川南独自のやり方もいろいろやっているわけですし、やっぱり川南として自分たちとして、どうやってコロナに対策する予算を立てようかという思いが、町長のほうにちょっと伺いたいんですけど、どのような考え方でこの補正予算を組まれたのかお聞きします。

○町長（日高 昭彦君） 経緯を正直に話します。

3つほど視点がありますが、まず1点目、県内のコロナ、もう1年前になりますね、1年前ちゅうか、最初の頃のほうは、まず調整して全体で一緒にやってほしい、やりましょうと。

なぜならば、ある町がやる、次がやる。本当に財政的な面と、後でやられると非常に市町村はつらいから、一緒に県と歩調合わせてほしいという案がいろんなところから出てきました。

そして、今回に関しては、国が昨年、コロナに関する交付金をかなり出したんですが、最初から非常にハードルが上がってきました。要するに、国が出し過ぎたので、少し絞りますと。で、県は、全体には出す予算はちょっとつきそうにないということでしたので、宮崎市を指定するよと。じゃあ、ほかの市町村はどうするんですかと、都城でも川南でも一緒ですよと言いましたけど、取りあえず、それでやらせてくれと。そして、独自に当然、最終的にどこも金を出さないなら、町独自でやる気はありました。非常にちょっと言葉は歯切れが悪いですけど、県もいろいろ苦慮している実情があります。

○議員（徳弘 美津子君） 動向を見ながら、まあ分かります。

でも、実際に商売されている人は、一日一日、本当に一日一日が勝負なわけですよ。で、今回、6月補正で出さなくて、臨時で、その決まったら出す予定だったのか。もちろん財源的なものもあるでしょうが、その支援策が定例会の予算書で全くそれが出されていないというのが、その臨調の流れは分かりますけども、川南独自があったっていいと思うし、それで後、例えば県とか国がそういうのがあったときには、そこの財源更生をすればいいのかなあと思って。

やっぱり一刻を争うことであるし、やはり定例会という議会の中できちんと審議される中で予算を出してほしいと。今の町長でいうと、じゃあ途中で9月議会の前に補正で出せますよという感じになるじゃないですか、臨時議会で。

でも、本当に今言うように、その3か月ごとに定例会がある中でやられて、で、御商売されている人は一日一日が勝負なわけですよ。だから、その中でどういうふうに、何かそんなに周りのことを考えながらやっていくことも大事なんですか。もちろん予算もあります。もう限られた財源もありますけども、今が勝負。川南の住民が今が勝負と思っている中で、結果、こういう予算を出されたことに対して、やはり町長は全くこれでよかったと思われるのでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） タイムリーな予算を出すというのは、本当に大事なことでありますが、じゃあ、もう一度分かりやすく言いますが、財源のない町が待ってくれと、ぜひ、一緒に我々もいかしてくれという要望はずっと出ていますので、うちは出せますが、出せない町は一緒にやってほしいという要望は出ています。

ただ、今、議員が言われるように、自分の町は自分たちで守るとというのが当然でありますし、その業者が本当に大変だというのは十分聞いております。

○議長（中村 昭人君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（中津 克司君） 議案第42号令和3年度川南町一般会計補正予算（第1号）、6款農林水産業費1項農業費5目園芸振興費18節負担金補助金補助及び交付金、この中の、緊急水稻カメムシ防除対策事業補助金974万2,000円ですけれども、一等米比率を上げるとい

うふうなことで説明があるわけですがけれども、昨年の一等米比率は何%であったのか。

それと、29年から極端に一等米比率が低下したということでありましてけれども、29年度以前はどうであったのか。

それと、実証的に実施とのことで、実施面積はどれくらいになるのか。早期水稲の何%実施するのか。

早期水稲だけでなく、飼料米にも実施しないとカメムシの効果はないのではないかと。飼料米に防除した場合、飼料として利用できるのか。

お願いします。

○議長（中村 昭人君） 児玉議員、児玉議員、すみません、マスクの、マスクをすみません、お願いします。

○産業推進課長（河野 賢二君） 中津議員の御質疑にお答えしたいと思います。

まず、1つ目が、一等米比率がどうであったかという御質問だったかと思えます。

平成26年から28年度にかけては、JA尾鈴の一等米比率が60%から54%程度でした。それが、平成29年度から4%、平成30年については15%、令和元年については22%、令和2年については7%というふうになっております。

続きまして、2番目の御質問が面積がどれくらいだったかによかったでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

面積については、川南町の食用米の作付がおおよそ335ヘクタールと、加工用米について144ヘクタールとなっております。

で、飼料用米については、どうなのかという御質問だったかと思えます。今回は、実証的に行うということもございまして、飼料用米については見込んでおりません。確かに、飼料用米のほうにカメムシが逃げ込んで、また戻ってくるんじゃないかという、これまで議論が幾度とありました。

ただし、ちゃんと防除しているところは一等米になっているということもありますので、今回は、適期、収穫前の防除を主食用米と加工用米を行うということにしております。

以上でございます。

○議員（中津 克司君） 7款商工費1項商工費2目商工業振興費12節委託料2,492万2,000円、自治体マイナポイントシステム開発委託料、これはトラストバンクに委託ということでありました。その下のプレミアム地域通貨事務委託料、これはどこに委託をするのか。

それと、これ議会で可決し、このシステムに移行した以上、住民参加が大原則で、これ議会にも大きな責任が発生するわけですがけれども、住民の利便性を今まで保ってきた商品券取扱店舗が、この移行する以前に210でした。この210のうち、このT o r o nカード、まあプレミアム付き商品券、あのT o r o nカードですね、これに210のうち、現在登録店は何%なのか。まあ町が力を入れてやるということなら、100%もういってないとおかしいと思うのですが、いかがなものなのか。

それと、令和2年トラストバンクのキャンペーンでこれは無料でした。T o r o nカードですね。令和3年から、月9万3,500円、年に112万2,000円、これは町負担で、令和3年電子地域通貨システム利用料として計上してあります。これは、プレミアム地域通貨事務委託料347万2,000円との関連はどうなるのか、そこをお願いします。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質疑にお答えしたいと思います。

まず、プレミアム付き地域通貨の事務委託につきましては、昨年も商工会のほうにプレミアム付き商品券の事務委託をしております。同じように、今回もお願いしたいと考えております。

続きまして、商品券が使えるお店と地域通貨が使える店が何%かという御質問ですが、ちょっと現在何%かは分かりません。ただし、加盟店につきましては、軽トラ市の加盟店も含めた数になりますけど、169店現在ございます。

あと、トラストバンクの使用料とプレミアム付き地域通貨事務委託料の関連については、こちら側は特にございません。

以上でございます。

○議員（中津 克司君） その前に、2,145万円ここをトラストバンクでやるというふうなことで、これはもう出来レースなんですね。このようになるのは必然であって、丸投げで業者の思うつぼにはまりましたねという感じが私はしております。

町政運営方針で示されたSDGs順守をしていただきまして、誰一人取り残さないよう実践していただきたい。

まあ、この件については、議案質疑、今、議案質疑であるので、もっと詳細に知りたいわけですが、限度があります。委員会審議で町民、特に高齢者、納得が得られる説明がされるものというふうに思っておりますので、それに期待したいということをお願いいたします。

○議長（中村 昭人君） ほかに質疑はございませんか。

○議員（児玉 助壽君） 議案第42号令和3年度川南町一般会計補正予算（第1号）中の14ページ、15ページ、3款2項4目母子福祉費と18ページ、19ページの9款1項2目非常備消防費に歳出における説明ですね。

財源更生なる用語を使っていますが、母子福祉費は、国庫支出金6万1,000円が入ってきて、一般財源を6万1,000円減額するという財源更生であるようですが、消防費も、諸収入は100万入って、一般財源100万財源更生、この財源更生ちゅうの意味は、この説明で財源更生なるこの用語を使っていますが、歳出予算に関わる節の区分と説明での予算様式は、款、項並びに目の金額で表示され、さらにこの目を具体的に説明した節から成り立っており、節は28節に法定されています。原案の両案件は、節説明で28節にない財源更生なる用語を使った予算様式になっておるのですが、総務省令予算の統一、原則的に問題はないのか伺いたい。

○財政課長（谷 講平君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。

私たちは予算等を作成いたしますけれども、財源の更生等、問題ないと考えて予算を作成しております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 予算の様式は、総務省令の定める様式を基準として作成し、町村の都合によって勝手な変更をすることは、総務省令144の2、147でできないことになっていますが、この財源更生なる用語を辞書で引くとありません。それで、別々に引くと財源と更正、別々に引くと財源はお金の出どころ、お金を入れるものとあり、財政的用語でいう歳入となるわけですが、ただ、更正は間違い、誤りを正すことになっています。

私は、若い頃ちょっとやんちゃだったもんだったかい、更正ちゅう字を見るとあまりええ印象は受けんわけですが、これで見っと、何か悪いこととして間違うて、この財源更正っていうしとるごと見えるわけですが、これ正しくは構築の構で、後ろが成功の成で「構成」、その構成に変えたほうが誤解を与えんでええっちゃねえかなちな思うっちゃけん。そこら辺はどう考えますか。

○財政課長（谷 講平君） 児玉議員の御質問にお答えいたしますが、特定財源として国、県から国庫支出金、県支出金という形で入ってきております。

ここの商工費で言えば繰入金、これはふるさと振興基金なんですが、950万円減額しております。この地域通貨の事業に当初でふるさと振興基金を充当しておりました。今回のプレミアムの事業と、自治体マイナポイント事業につきまして国、県の補助があるということで、この繰入金、基金を減額いたしまして、国、県の補助金を充てております。で、財源調整をした次第であります。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） だから、この財源更正の更正が、国語学者じゃねえけども、やっぱそれぞれ持つ意味があるわけですよ、字にね。だから、この更正じゃねえっていう、構築するの構に、成功の成の「構成」にしたほうが誤解を与えんではねえかと思うわけですが。

この一般財源で賄うのうとって、国庫支出金が来たかい組み替えてしとるわけですけど、ほな、こういうこの一般財源で予算化しとって、後で国庫支出金が出たかい町の財政にあまり影響はねかったかもしれんけど、これがこういう歳入が入ってくる絶対的な保証はねえわけですが、絶対的保証があれば、この概算要求でありますから、国庫支出金で対応して一般財源は出さんでいいわけですが、その国庫支出金や何やの歳入がある前に一般財源を使いよったら、必要な事業ができなくなることもあります。こういうことしよっと、先々財政運営につまずくことになるのでありますので、できるだけ一番一般財源の運用を控えて、国庫支出金なり補助金で賄う方向でやってもらいたいと思います。

ここらば最後になりますけど、この19ページのこのマイナポイント関係の事業でありま

すが、補正と当初と合わせると1億8,423万4,000円っていう大きな金額になるわけですが、これでこの費用対効果を見ると、今回注意されるかもしれんけども、新たにこの追加予算が上がってきとりますが、補正で700万ですか、商工会からの要望で予算が上がってきちよりますが、微々たる金額の700万ちゅうところが。だからそういう、この事業はちゅうとマイナンバーを持ったとき、何としてそのマイナンバーの申請率を上げるために5,000円のプレミアム商品券を与えて、それをもって消費を喚起して商工会に回すちゅうような考えのようでありましたけど、商工会のほうでは、あの要望書の内容を見ますと、やっぱ現金給付のほうがええわけですよ。その消費に回るか回らんか分からんようなポイントカードより、今すぐ必要なわけですから。

この自治体マイナポイントシステム開発委託料ちゅうども、現金給付すればこれは要らんお金だと思うわけですよ。2,145万ていうお金はですね。

今後は、もう繰り越す財源更正して今度の追加議案に計上して、その商工会やら代行業者ですか、そういう人ばっかじゃねえいろいろな人が経済的に困るとるわけですから。それに手厚く支援金を給付したほうがええっちゃねえかなて思うわけですが、そういうことはできんとですか、町長。

○町長（日高 昭彦君） 担当課に答弁させます。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの児玉議員の御質疑にお答えしたいと思います。

ここにあります自治体マイナポイントシステム開発委託料っていうのは、費用対効果の話をされましたけど、これは現在、今、川南町で利用されている地域通貨Tronっていうものをもっと町民の方に使いやすいものにするもので、国が自治体をモデル的に支援しようということで、この費用については、全て国が負担をするということになっております。

なので、委託料をほかのものにっていうことはちょっとできないのかなと考えております。以上でございます。

○議長（中村 昭人君） ほかに質疑はございませんか。

○議員（河野 浩一君） 議案第42号令和3年度川南町一般会計補正予算（第1号）で、6款の農林水産業費、その中の、先ほども意見が出ましたけど、緊急水稻カメムシ防除対策事業補助金ですか、これは飼料米と食用米だけに薬をかける補助、助成するということですけど、食用米と飼料米のほうも、飼料米は刈るときには実が膨らんで実も食わせるように刈るとが、普通。

加工米と食用米ですかね、それだけに助成が出ると言いよったけど、飼料米もできれば薬をかけたほうがいいと思うんですけど、そこんところは農協やなんかと話して、前向きに考えてください。

○議長（中村 昭人君） 河野浩一議員、質問。

○議員（河野 浩一君） 一応返事すんならしてください。

○産業推進課長（河野 賢二君） 貴重な御意見ありがとうございます。

今回は実証的に行う事業ということで、主食用米と加工用米のみに限らせていただいております。

以上でございます。

○議員（河野 浩一君） 先ほども言いましたけど、飼料米もまた前向きに考えてください。

終わります。

○議長（中村 昭人君） ほかにございませんか。

○議員（荻原 敏朗君） 議案第42号についてお尋ねいたします。

同僚議員何人か既にお尋ねですので、ひよっとするとダブるところはあるかもしれませんが、御勘弁ください。

19ページです。7款1項2目、地域通貨に関連してですけど、同僚議員がSDGsとおっしゃいましたけど、現在はこのTron地域通貨については、コロナ対策費とかマイナポイント、マイナンバーカードに関連して、こうプレミアムをつけて発行されているわけですね。SDGsの概念でいきますとサステナブル、もうずっと何らかの形でプレミアムをつけられるお考えなんでしょうか。

○産業推進課長（河野 賢二君） 荻原議員の御質疑にお答えしたいと思います。

今回は、特にコロナ関係で消費が落ち込んでいるということもありまして、プレミアムがついたものを今回事業として行うわけですが、今後については様々な方法があるかと思いますが、ポイントをつけたりとか、そういった方法を考えていこうとは思っております。ただし、現在まだ何も形にはなっておりません。

以上でございます。

○議員（荻原 敏朗君） 確かに、コロナで疲弊した人たち、困っている人たちを助けることは必要だと思います。それにはあらがうつもりはありませんけど、ただ、この地域通貨については全員が利用できるわけでもないし、何らかの、こうずっと町が税金を使って援助していくのはどうかなど。そして今回、10分の10ですからということですけど、2,145万、これ国の補助ですけどあくまで税金です。こんな投資するよりか、単発ででもこの2,000万があれば、2割補助であれば1億2,000万の商工会商品券が発行できるのになあ。もちろん商工会が同意されるかどうか分かりませんが、そんな気がしてなりません。

そして、ある意味ひよっとすると無駄な投資になりやせんかなという心配をするんですけど、いかがでしょうか。

○産業推進課長（河野 賢二君） 今回のあの委託料に関しては、あくまでも川南町が国にモデル事業としてやらせてほしいということで手を挙げたものです。なので、先行自治体として国が認めていただいたということになりますので、このお金が何もほかのポイント、プレミアム分になったりとか、そういったことでは国からお金が下りてくるものではありません。

せん。

以上でございます。

○議員（荻原 敏朗君） ちょっと私の言う趣旨と違うみたいですけど、10分の10の補助であっても税金です。だから、国から来るお金であっても、これは私、地域通貨が未来ずっとポイント付与しておれば別でしょうけど、せんようになったらもうすぐ止まってしまうんじゃないかなという心配をしているわけです。そういった意味で無駄になるんじゃないかなという心配もするわけです。

先ほど同僚議員の質問の中に、商品券扱い店は210店舗あったけど、地域通貨扱い店は169とおっしゃったですかね。やっぱし、ちょっと減っているということは、必ずしもニーズがあるのかなという心配もします。そして、このトラストバンクということをおっしゃいましたけど、NHKのニュースかなんかで私も一遍見ました。割と新しい会社です。地方自治体、必ずしもITに詳しい自治体ばかりではありません。そこに食い込んでいって「何かお手伝いできませんか」って言って食い込んでいって、特に今のふるさと納税システムなんかを利用して食い込んでいっているっていう報道がありました。NHK間違っていたらすみません。NHKだったと思います。

そして今、川南町も取り組んでおりますけど、地域通貨に一生懸命売り込んでいるような番組がありました。必ずしもそこに飛びついている自治体はまだ少ないようでしたけど、でも、そこに力をつけているような報道はありました。もう私もうまくいくことを願っておりますけど、これが商品券であればもう短期的に終わってしまうし、その辺のメリット、デメリットと比べて、もう出発している事業ですからあんまり言いたくはないんですけど、どうなのかなという懸念を持っております。

○産業推進課長（河野 賢二君） 地域通貨については、今回この事業を行うのは先ほど申し上げましたとおり、町民にとって今後使いやすい電子決済となっていくちゅうことが一つ、あと地域通貨のいいところは地域の外にお金が出ないと、地域の中でお金が循環するということが大きなメリットかなと考えております。

あと商品券に関しても、確かにこれまで担ってきた役割は大きいと思うんですが、千円単位であったりとか、もう期限が半年と決まっていたりとか、様々な使いやすい部分もあり、使いにくい部分もあったのかなと思います。

地域通貨に関しては、もちろん今度は円単位で使えるようになりますし、事業によって異なりますけど、最長で2年使えるというメリットもございます。町としてもせっかく始めた事業なので、今後、これが町民の方々に広く浸透していくように私たちも努力していこうと考えております。

以上でございます。

○議長（中村 昭人君） ほかに質疑はございませんか。

○議員（内藤 逸子君） 令和3年度川南町一般会計補正予算、第42号ですが、ページ数

で言ったら17ページですけど、17ページじゃなかった。もう人が聞いたところはいいです。すみません。15ページです。子育て支援の説明を受けたんですが、これはどのように支給するのか伺います。

○福祉課長（三角 博志君） ただいまの内藤議員の御質疑にお答えいたします。

この子育て世帯生活支援特別給付金について、どのように支給するのかということでございます。この給付金は、これまでひとり親世帯にのみ給付していたものを、御夫婦で子育てをしている方々の世帯に対しても、所得が低く住民税が均等割が非課税になった方々、それから、所得が急変してこの令和3年1月1日以降の所得が急変された世帯、そうした世帯に対して子供1人当たり5万円を支給するというものでございます。

対象年齢が18歳未満、障害を持ったお子さんのおられる家庭につきましては、20歳未満のお子様を対象に支給されるものでございます。

支給のやり方としましては、まず所得を把握しなければならないということで、所得を把握いたしまして、その対象となる住民税非課税の世帯に対しましては、町のほうから支給しますという御案内をいたします。それを、拒否をされなければそのまま振り込まれるというような形になります。

所得の急変された方々に関しましては、自ら申請をしていただく必要がありますので、その方々に対しましてその漏れがないように周知を徹底したいと思っております。

それから、児童手当を今現在支給しておりますが、児童手当を支給しております世帯につきましては、15歳未満の方々に対して支給しております。その世帯に関しましては、18歳未満のお兄ちゃん、お姉ちゃんに対する分も上乘せして支給するということになりますが、15歳から18歳までの子供さんのみを扶養されておられる世帯、この世帯に関しましては独自で申請をしていただいて、その対象となる方々に支給するというようなことになります。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 対象になる方々は、自分では申請しなくても役場のほうから書類が来て、それを見て手続をするということでいいんでしょうか。

○福祉課長（三角 博志君） 児童手当を受けておられる世帯の方々に関しては、今、議員のおっしゃられたように申請書をなくして口座に振り込むというような形が取られます。それ以外につきましては申請が必要ということでございます。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） これ、知らなかったっていうことがないように、町民の方がこういう制度があったことを知らなかったっていうことがないように宣伝をしていただきたいと思います。

○議長（中村 昭人君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は各所管事項別にそれぞれ所管の常任委員会に付託します。

ここで、議事日程についてお諮りします。

追加日程第1、議案第43号令和3年度川南町一般会計補正予算（第2号）を日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） 異議なしと認めます。したがって、追加日程第1を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定されました。

しばらく休憩します。

午後2時00分休憩

.....

午後2時04分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、会議を続行します。

追加日程第1「議案第43号令和3年度川南町一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

朗読は省略します。

本件について提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） それでは、議案第43号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

この議案は、町内経済活動の回復を念頭に、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが大きく減少した飲食業及び飲食関連事業者の支援を行い、事業規模に応じた給付金を支給するため、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ702万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ101億7,101万2,000円にするものでございます。

それでは、第1表の歳入から御説明いたします。

繰入金702万円の増額は、今回の補正予算財源として財政調整基金繰入金を計上いたしました。

次に、歳出について御説明いたします。

商工費702万円の増額は、県独自の緊急事態宣言により、最も深刻な影響を受けている夜8時以降に営業を行う飲食店及びタクシー代行業者に対する支援金とそれに伴う事業者への案内等、通知を行うための通信運搬費を計上いたしました。

支給額は10万円を基本とし、営業規模に応じて加算を行い最大20万円を支援するものです。

以上、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（中村 昭人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（徳弘 美津子君） 議案第43号令和3年度川南町一般会計補正予算（第2号）について質問します。

先ほどの私が一般会計補正予算の第1号について質問したことと関連になって、結果的に、飲食店から議会のほうにも要望書が上がっておりますが、要望書を基にこの予算が計上されたのであろうかと思いますが、町長はこの要望書を見て、今回この補正予算を上げるについてどのようなお考えを持たれたか。

結局、6月の最初の当初出された補正予算の中では、全くこういうものがなくて、ある意味、無策といってもいいんだと思うんですけども、結果、そうやって飲食店が集まりをした、聞いた話では6月2日ぐらいに飲食店で集まりをした結果、要望書が出た、結果、町もそれに応えていくと。議会定例会中に、それを提案しようと思ったことはあるんですけども、どのようにお考えでしょうか、町長は、この経緯になったこと。

○町長（日高 昭彦君） 先ほども徳弘議員のほうから質問ありまして、本当に様々な角度から検討する必要があるし、緊急性つちゆうのは十分承知しておりました。その間、確かに要望があったのも事実ですが、その間に、副町長筆頭にいろんな聞き取りをしておりました、体制を整えておりましたので、副町長のほうに残りの答弁をさせます。

○副町長（押川 義光君） 徳弘議員の御質問にお答えいたします。

先ほども申しましたとおり、5月9日から緊急事態宣言が県独自でございまして発せられた、それ前に、先ほど申しましたとおり、何軒かのやはり飲食店の方々のお話等を総合しまして、県のほうにリモート会議で町長のほうが申された。そこの段階で、県は支援できないというような状況でございましたので、その後も飲食業に限らず、漁業ですね、漁業の方々の1月から4月までの売上状況の確認とか、それから、農業に対しての今までの、今年のこの第4波と言われる分の経済状況がどうなのかというのを、いろんなところにアンテナを張りながら調査したというのが、5月の初めから5月の下旬までの状態でございます。

それで、我々が一番懸念したのが、この緊急事態宣言の延長があり得た場合、どう対応すべきかというところに注視しておりました。感染状況がある程度落ち着いたというところで緊急事態宣言の解除がされまして、その状況を受けてある程度方針を立てて、じゃあ、どの段階でというようなことで考えておりましたけれども、その段階で、要望の中で一刻も早くという要望もございましたので、そこの中では県の10万円の支給というのが、ようやく我々が各町長からいろいろな意見が出て、県から10万円の支給が5月の25日だったとは記憶しておりますが、その段階で県のほうから出てまいりました。

それが出るからそのことがあるので、何らかの方法、対策にはなるんじゃないかという思いもありましたけれども、実際は、やはりそれではもう到底足りないという状況もございま

したので、最終的に郡内の状況も1市5町の状況も把握した中で決断をして、どうせ決断をするなら、やはり、臨時議会よりもこの定例議会がぁっている中で追加提案させていただいて、委員会等で十分中身も精査いただきたいという思いで、追加提案に踏み切らせていただいたというのが経過でございます。

以上でございます。

○議員（徳弘 美津子君） ということは、県のほうが5月25日に10万円が決定したと。そしたら、この今回の予算は、それとは別に町独自の予算ですという考えでいいんですね。その財源税また振り替えて、その県のがこれだったんですよということではないということでの確認と、例えば今、言われた漁協とかもいろいろ話を聞いてということであるわけですが、本当に、例えば今、緊急事態が解けたからという話になりますけど、実際に、私たち消費者の立場の者は、まだ夜の飲食店に行こうという気にならないんですね。結果的に、今テレビやマスコミとかでいろいろ何だかんだよく言ってる、都会が今やっていることがこっちで全く関係ないのに、やっぱり、その夜の飲食店に出ることがすごくまだ悪い感じのイメージがあるわけですよ。多分皆さんテレビ見て分かると思うんですけど、あの中で私たちは、私たち市民は、まだ夜の街に出ようという気にはならない。これはワクチンが、皆さんが接種したら治るのか、これが本当に収まるのかということも不確かなわけですが、この状況はまだまだ続くということは、その県の緊急事態が解除されたからという世界ではないような気がするんです。

だから、早急にほかの業種ももちろん、漁業もそうでしょうし、いろんな産業であると思うんですが、例えば、飲食店に限らず、ほかの商工業も大変疲弊しておりますので、本当にアンテナを張っていただいてやっていただかないと、私たちも住民の代表、町長も住民の代表、ある意味職員の方はよく、私もそうです、固定的に給料もらうからあんたたちいいよね、職員さんもそうです。だから、なおさら人一倍、二倍、三倍、四倍働かないといけない状況があるわけですので、こうやって要望書が出たからということが本当にないようにしていただきたいと思っておりますけども、いま一度町長の考えをお聞かせください。

○町長（日高 昭彦君） 議員の本当に御指摘のとおりだと思います。

全てを満足いくというか、解決する方法というのは非常に苦しいのかもしれませんが、やっぱり一番必要とされいていることを速やかにやりたいと思っておりますし、当然、財源の確保も必要ですが、今言われたとおりアンテナをしっかりと張って、本当に町民のためになるという思いの中で、いろんなことをこれからも展開していきたいと思っております。

○議員（徳弘 美津子君） 県のとは別ですか、県の今回10万円の補助あったのとは。

○町長（日高 昭彦君） 町単独です。

○議員（徳弘 美津子君） はい。

○町長（日高 昭彦君） じゃあ、副町長が。

○議員（徳弘 美津子君） すみません。

○副町長（押川 義光君） 徳弘議員の御質問に再度お答えいたします。

県からの先ほど申しました10万円の支給というものは、県から直接事業者の申請を受け付けて、その窓口が商工会になるのかどうかというのは、聞いている範囲では商工会が取りまとめて申請という話になるかと思っておりますが、町の会計は一切通らないというふうには聞いております。あくまでも先ほどの、この提案しております10万円は町単独事業ということで行う予定にしております。

なお、私、先ほどの議案第42号のときに、徳弘議員の御質問のときに、非常事態宣言ってちょっと言ってしまったような気がしております。緊急事態宣言の誤りでございます。

訂正しておわびさせていただきたいと思っております。

○議長（中村 昭人君） ほかに質疑はございませんか。

○議員（川上 昇君） 議案第43号ですが、いろんないきさつがあったと思います。先ほどから同僚議員もいろいろと質問しておりますけども。ここで商工費として702万円上がってきましたので、これについてももちろんお伺いします、幾つかお聞きします。

最も深刻な影響というふうに表示をされておりますが、この最も深刻な影響ってというのはどういったことなのかが一つ。

それから、夜8時以降に営業を行う飲食店及びタクシー代行業者ということですが、この業種の方だけなのかっていうのが一つ。

それから、営業規模に応じて、支給額は10万円を基本ということですが、営業規模に応じて加算を行い最大20万ということですので、その営業規模の基準となる内容、そして段階、例えば、1万円ずつ加算なのか、アバウトに5万円加算なのか、アバウトに10万加算なのか分かりませんが、その段階について。

それから、それぞれの規模に応じた件数、最終的には最も深刻な影響ということですから、そういった申告があれば全て出しますよというわけにはいかないと思っておりますけども、どういったそういった深刻な影響を町として照合するのか、その辺をお伺いします。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの川上議員の御質疑にお答えしたいと思っております。

最も深刻な状況とはということであったと思っております。先ほど、副町長の答弁にもありましたとおり、県の緊急事態宣言が5月末、確かにそれまでであったんですが、時短営業であるとか、不要不急の外出自粛であるとか、県外との往来自粛、会食の制限、そういったことがテレビ報道とかでもかなりあって、出るのが悪いんじゃないかと、外に出て会食するのが悪いんじゃないかという風潮があったことは確かじゃないかなと思っております。

この間、要望に来られた方が言われた言葉が私も非常に印象に残っておりまして、「店を開けても人が来ないから閉める。外食しようとしても店が閉まっているといった悪いサイクルになってしまった」という意見を聞きました。ということで、今回は最も深刻なということは、夜8時以降に飲食を行う飲食店と並びに要するに、酒類を提供できないということは、

それに対してタクシー代行業者っていうのが、もう大打撃を受けているという深刻な訴えがありましたので、そちらを対象としております。

夜8時以降だけなのかという御質問も今の回答でお願いしたいと思います。

あと、営業規模の基準につきましては、飲食店の場合は基本を10万円、事業収入が1,000万から2,000万の間についてはプラス5万円、それ以上についてはプラス10万円ということで、最大20万円としております。

代行タクシー事業者については、基本が8万円、あとは台数に応じて1台当たり2万円なので必ず1台はあると思いますので、最低がやっぱり10万と、最大がやっぱり20万ということにしております。

あと、件数につきましては概算になります。飲食店に関しては56件、代行、タクシー事業者については9件を予定しております。

以上でございます。

○議員（川上 昇君） 意地悪なつもりで質問したんじゃないありません。それは御理解いただきたいと思います。最も深刻な営業というのは、もちろん、ただいま答弁されたとおりにかなというふうに思っております。

ただ、町として支出するわけですから、どういった照合をするのかなというこの確認をしたいということで、議案質疑ですからね、そう思ったところです。

そうしますと、影響の照合というのが回答がなかったような気がするんですけども、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（中村 昭人君） 川上議員、もう一回いいですか、営業の。

○議員（川上 昇君） 影響ですね。議長よろしいですか、続けて、じゃあ、よろしいですか。

○議長（中村 昭人君） はい、続けていい。

○議員（川上 昇君） こういった支給をするということになってきますと、そのようなものを何ていいますかね、証明する書類の提出をお願いするとか、そういったのをどのようにされるのかなというふうに思ったもんですから、先ほどの説明でお分かりくださいと、これで支給したいということであれば、ただ言われたから出すというようなことになってしまいます。ですから、どういったのを、いわゆるその証明として出すのかなと、それをお聞きしたところです。

○産業推進課長（河野 賢二君） 今回の支援金については、よくあります昨年同時期何%減というような条件は付しておりません。なぜかということ、今回先ほど説明したとおり、夜の街には、ほとんど人がいないということで売上げが間違いなく下がっているということと、あとは、スピード感を持って出したいと。申請者にとってもこれまで何度もやっばり同じような作業をしてもらっています。そういったことを省いてスピード感を持って出したいということがありますので、そういうふうに計画はしております。

以上でございます。

○議員（川上 昇君） この702万円についての説明につきましては承知しました。

○議長（中村 昭人君） ほかに。

○議員（中津 克司君） 6月3日に要望書が出たというふうに記憶しております。要望書を受け取って今回の提案ということではありますが、要望書を出さない人、出せない人、副町長の答弁では経済状況を調査したというふうなことでありますが、農業者、漁業者、漁業者も高級魚が売れないというようなことも聞いております。その他、一般町民に対する対策、そこら辺が必要なのかどうなのか、現状をどう把握しているのか、現場に自分の足で赴いて調査をしているのか、自分の足で自分の耳で声を聞いているのか、危機感の欠如っちゅうか、アンテナの話が出ましたけども、アンテナも低いアンテナじゃてにゃんわけで、危機感の欠如で、目配り、気配りが不足してるんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○副町長（押川 義光君） 中津議員の御質問にお答えいたします。

私自身は、飲食店に延べでは5軒ほど聞き取りに参りました。

実態としまして、やはり食堂兼アルコールを提供されているところ、スナック、それから食事のみのところ、そういうところ5軒でありましたけれども、調査してお話を伺いました。

それから、漁協に関しては、1月から4月までの売上データというのを漁協のほうから直接説明に来ていただいて、こちらから投げかけて、そういう状況把握のために漁協から来ていただいて一つずつデータを見たというところでございます。

農業関係につきましては、農業新聞それから近隣の農家の方々に事情を聞いたと、そういうような調査をしたところでございます。

もちろん、全てにおいて全ての業種に聞き取りをできたという状況ではございませんが、新聞それから日本農業新聞、あるいは今言ったようなところで把握したという状況でございます。

以上でございます。

○議員（中津 克司君） 誠に申し訳ありませんが、副町長の状況確認を私は聞いているわけではありません。町長の職員、町長としての立場を利用して全職員に、全町民もおごらして聞き取りをするなり、調査するなり、現状を把握するなり、そういうことを私は言ったつもりでありますので、勘違いのないようにお願いします。

○副町長（押川 義光君） 中津議員の御質問に再度お答えいたします。

もちろん、今、お答えしたのは私個人の話でございましたが、全体の職員ということでは確かにございませんでした。産業課の職員には、ある程度状況把握という指示をしてまいった次第でございます。今後もやはり中津議員のおっしゃるとおり、全職員に状況把握に努めるよう指示をして取りまとめていきたいというふうに思いますので、御理解いただければありがたいと思います。

○議員（中津 克司君） 最後ですけど、私が言いたいのは、町民の声をもっと広く把握して収集する、何を町民が考えているのか、何に困っているのか、そこ辺をもっと力入れられて、先ほど言いましたけども、目配り気配りしていただければうれしいなど、助かるなどというようなことでもあります。

○副町長（押川 義光君） 中津議員の御質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、今後努力していきたいというふうに思います。

○議長（中村 昭人君） ほかに質疑はございませんか。

○議員（児玉 助壽君） 皆さん厳しいことをおっしゃるので優しく言いますが、今回は一般財源の702万円流用するわけですが、この65歳以下と16歳以上のワクチン接種が加速する中で、医療体制の強化を図るのに財源が必要となるわけですが、町民の全てが集団免疫を持てば経済も回るし、こういう何も必要なくなっと思うわけですけど、副町長はあちこちアンテナを立てとったち言うよったけんどん、アンテナを立てとる割には、商工会の要望がこんな気がつかんようなアンテナじゃったら、根元から引きちぎってうっせればええと思うっちゃけんよ。

先ほども言いましたが、プレミアムポイント事業ですか、議案と違うち、注意されるかもしれんけど、これを財源更正して流用すればいいじゃないかち言うたら、それはできんち、都合のいいときの都合の答弁しかせんけんでね、課長。

さきの議会では、水産業費でバイオマス産業の県の補助金を目的外に流用して財源更正した実績があります。その目的外流用はお手の物であつとやかいよ。ほにしたほうがええっちゃねえ、この702万の代わる財源として、都合のええときばかり都合のええ答弁をしよるけんどん、こっでん優しく物言うっちゃけんど、そんげせんあの財源があるからして、何でんかんでん使いよつたら、必要なとき必要な財源がねなって、このワクチン接種が遅れたりなんたりしたりして、その集団免疫が持つことなる前に今の変異株が入ってきて、変異株が入るばっかにやええけんどん、我が国由来の変異株が発生することもあるわけで……。

○議長（中村 昭人君） 児玉議員、児玉議員に申し上げます。

議案質疑は簡潔に分かりやすくお願いいたします。

○議員（児玉 助壽君） これ、反対するようなこと言うから、注意すつとか……。

○議長（中村 昭人君） 702万円の財源のことのお伺いですか。

○議員（児玉 助壽君） 702万円の財源は、ワクチン接種に回せつちゅう言つとるとか、代替予算について、代替な財源について知恵つけちゃりよつとやがね。この財源がねかたら、でけんでしょう。

○議長（中村 昭人君） 議案質疑ですので、知恵をつける場ではありません。

○議員（児玉 助壽君） はい、分かりました。議案質疑ね。

これで代行会社からも要望書が来とるけんどんですね、今、事業者には持続化給付金とか、いろいろ国と県からも給付金が届いておるけん、その運転手や何やら、一つの雇用調整金と

か何とかいう制度があるけど、それが入ってきとらんような状況で、非常に生活に困っとるわけやけん、そこ辺の対応はこの予算ででくっとですか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの児玉議員の御質疑にお答えしたいと思います。

従業員にこのお金が回るのかということだったんですが、事業主のほうにこの支援金というものが出ますので、事業主の判断になるのかなと思っております。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） そこで働いておる人の話では、まだ1回もそういう支援を受けたちゅうことは聞かんわ、全部、じゃかい事業主は猫ばばしとちゅうことなっとですか。この702万で対応できるかしらんと思われたけんど、もちっと、まあその財源がねえとやったら、起債でも起こして思い切って上乘せするようなことはでけんとですか。

○副町長（押川 義光君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。

起債をしてでも支出をしろという御意見でございますけれども、起債も何でもかんでもできるという部分ではございませんので、現状の中では、現在の財源の中でこれだけ支援するというところで臨んでおる次第でございますので、御理解いただきたいというふうに思います。

また、従業員関係については、国の制度はまだ継続しているというふうに聞いておりますので、そういう案内についても担当課を通じていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 結論から言うと、弱い立場のもん見捨てるようなこの事業になっとるようではありますが、なかなか、こら難しい問題でございますね。

○議長（中村 昭人君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は文教産業常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。皆さん、お疲れさまでした。

なお、引き続き、ただいま付託されました議案について、各常任委員会ごとの審査をお願いいたします。

午後2時37分閉会